

第 85 回産業統計部会議事録

1 日 時 平成30年 7 月19日（木） 10:00～12:35

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

【委 員】

河井 啓希（部会長）、西郷 浩

【専門委員（農林業センサス関連）】

鈴村 源太郎（東京農業大学国際食料情報学部国際バイオビジネス学科 教授）

納口 るり子（筑波大学生命環境系 教授）

【審議協力者（農林業センサス関連）】

岸本 淳平（公益社団法人日本農業法人協会経営支援課 課長）

【審議協力者（各省等）】

財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、千葉県、静岡県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室：宮川室長ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、吉野政策企画調査官

政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室：澤村審査官、宮内調査官ほか

4 議 題 農林業センサスの変更について

5 議事録

○河井部会長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から第 85 回産業統計部会を開催いたします。お集まりの皆様におかれましては、お忙しい中、御出席をいただき、ありがとうございます。

なお、川崎委員は、本日、所用により御欠席ということです。

本日は、農林業センサスの変更について審議いたします。

始めに、6 月 21 日に開催された本部会で整理、報告が求められた事項に対する調査実施者の回答を踏まえて改めて審議した後で、残された論点につきまして、調査実施者の回答を踏まえて審議することといたします。

本日の部会は、事前に御連絡させていただきましたとおり、長時間となって恐縮ですが、30 分延長し、12 時半までを予定しております。12 時以降、御予定がある方は、御退席いただいて結構です。

それでは、審議に入る前に、本日の配布資料につきまして、事務局から説明をお願い

いたします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、資料の御確認をお願いします。

本日の配布資料につきましては、資料1として、前回部会で整理、報告が求められた事項に対する調査実施者の回答、資料2-1として、審査メモ、資料2-2として、審査メモで示した論点に対する調査実施者の回答をお配りしております。これ以外に、参考として、事前に御確認いただきました前回の第82回部会の議事概要を配布しております。

また、メインテーブルにお座りの皆様方につきましては、前回部会で審議に至らなかった事項がありましたので、前回部会で配布しました資料3-1と資料3-2を改めてお配りしております。

ここまでの資料につきまして、過不足がございましたら、お申し出ください。

事務局からは以上です。

○河井部会長 それでは、審議に入らせていただきます。

前回の部会では、客体候補名簿の見直しと調査事項の変更の関係で、7点について、調査実施者における整理が必要とされたところです。

それでは、これらの点に対する回答について、農林水産省から説明をお願いいたします。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 説明いたします。

資料1です。2ページを御覧ください。納口専門委員からの御指摘ですが、この論点は、2回のセンサスで捉えた5年間の、新設あるいは不連続となった販売農家数と、センサスとは全く別の調査ですが、新規就農者調査というものがございます。ここで把握した新規参入者数とのかい離の要因ということです。

3ページの表1を御覧ください。まず、全体を俯瞰的に御覧いただきたいのですが、上の図のようなイメージとなっています。2回のセンサスで接続できた販売農家数は126万7,000戸、一方で、2015年では販売農家であるが、2010年とは接続しない農家世帯、これが3万9,967戸ということです。

この約4万戸の内訳を検証したものが、下の図1ということになります。これは2つに分類される訳ですが、1つは左側の水色の部分です。2015年は販売農家となりましたが、5年前には名簿に存在せずに接続できなかった世帯、これが2万2,527戸ということです。5年前の名簿が無かったということです。この中には、この5年間に新規に農業に参入した経営体も含まれるということになります。この数を別の調査、新規就農者調査結果で見ますと、赤枠の1万2,810戸と推定されるということです。この差が9,717戸ありますが、これは転居などで接続できなかったものと考えられます。

もう一方の黄色い部分、これは前回、土地持ち非農家などとして、客体候補名簿上に存在していたのですが、今回、基準を満たして販売農家となった者、1万7,440戸と

ということになります。この1万7,440戸は、世代交代であるとか、あるいは定年によって農業に復帰して、基準を満たし、販売農家となったという者です。これらは、この5年間に、土地であるとか、あるいは資金を独自に調達して農業経営を開始したということではなく、上の新規参入者1万2,810戸とは性格を異にするものだという事です。以上がそれぞれの数値の意味です。

要すれば、この3万9,967戸の中には、新規参入者の1万2,810戸も含まれるし、転居で接続できなかった者もいるし、あるいは定年帰農などで販売農家に復活した者も含まれるということです。

4ページ、5ページを御覧ください。これも納口専門委員からの御指摘でした。

前回の御指摘は、右ページの調査票の上の④の部分ですが、稲以外の作物だけを作った田の項目を引き続き把握すべきではないかという御指摘です。この項目は、経営耕地の利用状況を把握する項目として設定したものです。

左の4ページ2ですが、2020年センサスでは、調査効率化の観点から、経営耕地の利用状況の項目については廃止して、貸借に限定しようと考えているということです。耕地の利用状況の1つである稲以外の作物だけを作った田、これは米政策などを担当する政策部局からも把握を求められておらず、調査事項を継続するに足る行政上の理由はないと判断して、今回、削除したいと考えている次第です。

一方で、土地の利用については、右側の5ページ調査項目4番の農業生産のところを把握するという事です。ここを使って分析していただきたいと考えております。

加えて申し上げますと、水田の活用としては、②から④の飼料用米、あるいは麦、大豆、これは戦略作物として施策の対象となっていること、それから農業経営統計調査の水田作の母集団として把握する必要があるということもあり、作付けを把握するという事です。

それから、左の4ページ4番の記載ですが、水田全体の利用状況は、耕地及び作付面積統計調査、また別の統計調査なのですが、ここでも県別に提供していますので、このデータの活用をお願いしたいと思っています。

続きまして、6ページ、7ページを御覧ください。これは鈴木専門委員から御指摘があったものですが、何も作らなかった田、右ページの7ページの③の部分です。これを引き続き把握できないかという御指摘です。従来、稲を作った田と稲以外を作った田、それから、何も作らなかった田の3つで田の経営耕地面積の合計となる仕組みでして、経営耕地の利用状況を把握していたということです。しかしながら、調査の効率化の観点から、その下に示した2020年センサスでは、(3)の土地に関する項目については、経営耕地の利用状況の把握に関する項目を廃止したいと考えています。施策的にも調整水田、つまり何も作らなかった田は交付金の対象外になっており、最近では行政ニーズが低下しているということです。このようなことから、報告者負担の観点から削除したいと考えています。

それから、先ほども申し上げました耕地及び作付面積統計、これにおいて、田の不作付地であるとか、田畑別の耕地利用率を提供しております。また、先ほどの議論にもあ

った、水稻以外を作付けした田もそうですが、マクロデータではあるのですが、全体を俯瞰する意味では、このデータを活用していただきたいと考えています。

続きまして、8 ページを御覧ください。これは野菜・果樹の品目コードの番号について、分かりやすくコード付けする工夫をしたらいいのではという御指摘をいただきました。鈴木専門委員からの御指摘です。

これは以下のとおり、野菜の類別を 10 番台区切りで分類したいと思っております。しかし、果樹は施策推進上で用いている類別分類がございません。このようなこともございまして、今までどおり、全体を通じた一連番号ということできたいと思っております。

次に、10 ページです。これは鈴木専門委員、西郷委員、岸本さんなどから御指摘いただいたのですが、農産物販売金額規模の 50 万から 500 万円について、せめて 50 万から 100 万円、100 万から 300 万円、300 万から 500 万円というように 3 区分にできないかということ、それから、1 億円以上は実額記入にできないかという御指摘をいただいたところです。

11 ページを御覧ください。50 万から 500 万円の階層に約 4 割の客体が分布しているということもございまして、御指摘を踏まえて、この階層を 3 区分に分割する変更案を提示させていただきたいと思っております。

それから、岸本さんの御指摘も踏まえまして、1 億円以上の階層につきましては、税務申告されているということもあり、1,000 万円単位での記入の方が統計の有用性も高いという御指摘をいただいておりますので、御指摘のとおり見直したいと考えています。

続きまして、12 ページです。有機農業の取組について、川崎委員からの御指摘ですが、取り組んでいるのかいないのか、記入漏れなのかが判別できる区分が必要なのではないかという御指摘をいただきました。御指摘を踏まえまして、取り組んでいるのかいないのか、これをまず全員にお聞きをする項目を追加して、その上で取組面積を聞くように改善したいということです。

次に、14 ページです。農業経営におけるデータ活用ということです。ここでは定義を明確にすべき、あるいは選択肢の違いがどうなのか、あるいは複数の選択肢が該当することはないのかといったようなことで、多くの御意見をいただいたところです。

まず、データについてですが、自らの経営で発生するデータであるのか、あるいは、他から提供されるデータであるのかということをお問はずに、農業経営の効率化であるとか、生産性の向上などに活用するデータの全てを含むということです。具体的には、財務、市況、生産履歴、生育、気象、栽培管理、このようなデータとなるということです。

調査票の変更案といたしまして、データの定義例を設問に追記しまして、報告者が判断しやすくしたいと思っております。

それから、3 番の記載ですが、「データを取得・分析して活用」については、カメラ、センサーなどを用いて取得した生育状況などのデータを専用ソフトを用いて分析して、

栽培管理に活用している場合、それから、記録した財務、市況などのデータを、これも専用ソフトを用いて分析して、経営改善に活用している場合など、これらが該当すると考えています。3つの選択肢は、上から下に行くに従い、高度な活用をしている場合をイメージしています。該当するものいずれか1つを選択する項目としています。

また、複数のデータを扱っている場合もあろうかと思えます。より高度な取組を行っている場合を優先して、そこに丸を付けていただくことを考えております。

なお、次のページに定義の詳細を掲載しました。ここの赤字の部分直すつもりなのですが、調査票には、スペースの問題で記載できませんが、記入の仕方、あるいは手引きに記載しながら、調査員や客体に伝えていきたいと考えています。

当方からは、以上です。

○河井部会長

それでは、ただ今の農林水産省からの御説明を踏まえて、御意見や御質問のある方は、御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○鈴木専門委員 今の11ページなのですが、改善いただいて、大変感謝しております。50万から500万円のところで3区分にということにつきましては、このまま賛成いたします。

一方、下のところ、何億何千万円と新たに追記されるのですが、もちろん、このままでも構わないかなと思うのですが、億円のところと何千万円の単位のところは、書き間違えがないように、この間に薄い黄色の線が0.5ミリでも1ミリでも間に入るようにすると、何億何千万円の違いが、よりはっきりして、誤記が少なくなるのではないかという感じがしますので、実線になっていると思うので、点線と実線にすると分かるかなとも思うのですが、より誤記が少なくなるという方向で、少し御検討いただけたらなと思います。

○河井部会長 他にいかがでしょうか。

○納口専門委員 今の御回答の2ページ、3ページなのですが、この数字のかい離がどうしてあるのかということが大変よく分かりました。ありがとうございます。

それで、過去5年間に新設した経営体であるというチェック欄を無くすということだったと思うのですが、この変更の趣旨からして、新設かどうかを回答者に答えさせるのではなく、むしろ、例えば、2015年と2020年をパネル化して分析することで、新設なのか、あるいは継続なのか、あるいはそれ以外の要因なのかを判別するということと理解してよいでしょうか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 はい。そのように理解していただけるとありがたいと思います。

実は、前の客体候補名簿の中に、そのような項目があったのですが、なかなか使いづらくて、それを使った数字も非常に振れたりして使いづらいという実態があります。今回、実は販売農家、自給的農家、それから、土地持ち非農家という色々な形で農家が輻輳するので、こうした表にすると、簡単なようで結構難しかったです。うまくパネルデータに整理しながら、今後も構造統計を作っていくような形で、そうした中で新設、

脱落を明らかにできればいいなと思っております。

○河井部会長 あと、先ほどの鈴木専門委員からの御意見については、いかがでしょうか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 調査票ですね。

○河井部会長 誤記の件をどうするのか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 これ、点線で被ってしまっていて、細い実線が見えなくなっているのです、少し間を空けるなど工夫して、せつかく把握するデータなので、記入しやすく、間違いないように整理したいと思います。

○河井部会長 他はいかがでしょう。どうぞ。

○西郷委員 すごく細かいことですが、11 ページの金額を書くところなのですが、1 億円以上のところで円が2つ書いてあり、億円と千万円の円が2つあって、何か変な感じがするので、億円の円は要らないのかなと思ったのが1つ。それと、前回の部会では、私の記憶違いかもしれませんが、岸本さんのお話だと1 億円以下のところでも数字を書いてもらえるのではないかと、5,000 万円ぐらいのところから上だったら書いてもらえるのではないかとというようなお話があったように思います。

前回、鈴木専門委員から、販売額に関しては、度数分布表から近似計算するような形だけが残るとい形になるので、そうすると、金額が高いところを割と正確に書いてもらうというのは、統計を作る上でも結構重要なことになるのです。このため、もし上限の方をこういう形でざっくりと、生の数字を聞くのではなくて、ざっくりと聞くということであれば、なるべく上限の方は細かい数字で書いてもらった方が、後から推計する上でも、より正確な数字が把握できるので、例えば、5,000 万円以上だったら、数字を書いてもらうという形にしてもいいのかなという気もするのですが、どうですか。特に岸本さんの御意見等も伺いたいと思いますけれども。

○河井部会長 では、岸本さん。

○岸本審議協力者

ここは、私ども法人経営体であれば、恐らく書いてもらうことは可能と断言できると思うのですが、個人経営体の場合には、どこまで数字を教えてもらえるかというのは、正直言うと、少し苦しいのではないかなというのがあります。個人でも1 億円を超えているところはそこそこあって、そういうところはうまくひっかかってくるのですが、5,000 万円超ぐらいの個人って、そこそこいらっしゃる中で、多分、数字を出したがないケースが多いのかなと思います。

もう少し分かりやすく言うと、私ども法人協会の統計でも、実は売上を報告したがない経営体があって、そのレンジが、おおよそですが、1 億円後半から2 億円超、3 億円弱ぐらいの中で売上を書きたがない層があるのです。恐らく個人の場合でも、そのような書きたがない層は存在すると思うので、そこは少し慎重に考えてもいいのかなと思っています。

○西郷委員 そうであれば全然構いません。

○河井部会長 いかがでしょう。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 今回の岸本さんの御説明で全てです。

ただ、例えば、1,000万円との回答があってもこれは粗収益なので、所得率を3割と仮定すると、300万円の所得なのですね。こういった方々が、書いてくれるのかということを見ると、もう少し時系列をみていき、当面はこの項目で実施させていただきたいと思います。

以上です。

○河井部会長

いかがでしょう。どうぞ。

○鈴木専門委員 最後に1点だけですけれども、14ページのデータを取得してというところですが、今回はこれ以上の修正ということでは意見するつもりはないのですが、これのデータが実際にどこまで使えたのかということについては、よく検証していただきたいと思います。というのは、細かく注記を書けば書くほど、例えば、財務の部分ではきちんと行っているが、生産履歴のところは全くデータを取得していない。それから、気象状況はデータを把握しているが、栽培管理は少し適当というケースがすごくたくさんあると思うのです。そうなってくると、本来、この一個一個について尺度を設けて聞かないと、ほとんど意味がないのではないかなという気がしています。ですので、次回に向けて、これでどこまで把握できたのか、足りなければ、次はもう少し別の形でというように恐らくなるのだらうと思います。その辺り、御留意していただければと思います。

○河井部会長 いかがでしょう。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 そのように、今後検討していきたいと思います。

○河井部会長 岸本さん、今の点について、いかがですか。

○岸本審議協力者 鈴木専門委員からのお話のとおり、正直、私ども法人の経営体であれば、ここはかなり詳しく聞きたいところで、実際に聞いて、回答いただいているところでは。

鈴木専門委員からも御指摘がありましたように、例えば、財務、生産、それから、販売だとか、それぞれの言ってみれば横軸的なものを設けて、法人の場合には、しっかりそこまで聞くというように考えてやっております。

このデータを特に使いたがる場所は、民業では、例えば保険会社とか、そのようなところが経営管理の高度化がどこまで進んでいるかというところで活用されるケースというのが見えてきています。

このセンサスは、まだ個人経営体の方々が大宗の中で、まずこのくらいの踏み込み方で、どのように使えるのかということを検証していただく必要は十分にあると思っています。

少し細かい話で恐縮ですが、変更案のところでは、4番目の表記のところ、データ

の後ろに括弧書きしていただいている、栽培管理などのデータというように、「データ」という言葉が説明書きの中で少し被っているため、この後ろの「データ」を情報とか、別の言葉に直していただくことも1つかと思いますが、お任せいたします。

私からは以上です。

○納口専門委員 すみません。今の点で1点、よろしいですか。

○河井部会長 どうぞ。

○納口専門委員 この「データ」というのは、この記述の仕方を見ますと、アプリとかソフトを使っているものだけをデータと言っているように思います。少しオーソドックスな形で、60歳以上ぐらいの方で几帳面な方なんかは、ノートにびっしり書いていたりするわけですが、それは、ここでいう「データを取得して」というところには含まれていないということでしょうか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 この「データ」について、そのように思われるのかもしれませんが、それだけではなくて、とにかく経営に使っている情報、データは全て含むという整理です。そのような意味では、岸本さんがお話されたような、最後に情報という書き方をするというのは非常に良いなと思っているのですが、必ずしもアプリだとか、そういうものを使っただけのものをデータと定義している訳ではありません。

○納口専門委員 なるほど。この表現を見ると、パソコンでアプリ、ソフト使っていないと含まないという感じもするので、もし、そういう趣旨であれば、「等」と入れるとか、何か少し工夫していただく方が良いのかなと思います。自分は長いことやってきたのだけど、もう今風じゃないデータの処理は、ここには入らないのかなと理解されることがあるかもしれないという気がいたします。

○鈴木専門委員 15ページの「データを取得して活用」と書いてあるところの2行目ですね。「スマートフォン、パソコン、タブレット、携帯電話などを用いて」と書いてあるところなのですが、このスマートフォン、パソコン、タブレット、携帯電話などを用いての「など」のところに、恐らく今の手書きが入るという御認識での説明だろうと思うのですが、多分、そこで読むには、少し難しいかなと思います。手書きのいわゆる記帳まで、この「など」だけで普通は読めないかなと思いますので、誤解の生じないようにお願いしたいと思います。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 細かな定義の部分については、実は省内でも揉んできているのですが、先ほど申し上げましたように、ITを使ったデータだけではなくて、いろいろな情報全て、経営に使っている情報は全て含むという概念ですので、その辺のことを分かるようにもう少し工夫してみたいと思います。

○河井部会長 他にはいかがでしょうか。

それでは、特段の更なる問題というのは無いようなので、まず1点目は、稲以外の作物だけを作った田の項目につきましては、政策のニーズが低く、作付けしたのが田か畑かを問わず、作物ごとの作付面積を把握し公表していることから、削除するという

方向性で整理したいと思います。

2点目は、不作付けの田と畑の面積の項目につきまして、不作付けの田畑は交付金の対象外とし、作付けを推進している状況の中、何も作らない田畑の面積は減少していることから、削除は適当としたいと思います。

3点目、野菜・果樹類の品目コードにつきましては、御意見を踏まえて、報告者にとって分かりやすいように、野菜の種類別に2桁目のコード番号を区切りとして番号を振るように変更することで適当としたいと思います。

4点目、農作物・林産物の販売金額階級区分についてですが、御意見のありました50万から500万円未満の階級区分を3区分に分割すること、1億円以上の階層については1,000万円単位で実額を記入してもらうよう変更するとともに、書き方というか、もっと誤記を減らすように、少し工夫していただくということで適当としたいと思います。

5点目、有機農業に取り組んでいる品目別の面積の項目につきましては、未記入防止のため、始めに取組の有無を把握する欄を設けることとしていることから、適当としたいと思います。

最後の農業経営におけるデータの活用項目につきましては、把握対象とするデータの定義を明確にして、先ほど手帳というか、アプリ等のデータ以外のものについても明記するというを記入の手引きで明確にさせていただくということで、データの活用に係る選択肢の定義を明確に記載するという事なので、適当としたいと思います。

ただし、事後的な検証が今後必要であり、こういうデータが今後どう使われるかということは非常に大事な事なので、是非、検証していただきたいと考えております。

以上、このような形で整理させていただきたいと考えております。

それでは、引き続き、前回部会資料の資料3-1の「審査メモ」に沿って、残された論点につきまして、審議を行いたいと思います。

審査メモの27ページのエの「(エ) 農業以外の業種からの資本金・出資金の提供状況を把握する調査事項の削除」から28ページの「(オ) 環境への負担を軽減した農作物の栽培状況を把握する調査事項の削除」までにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、前回の部会資料の資料3-1の方を御覧ください。

始めに、審査メモの29ページの「(エ) 農業以外の業種からの資本金・出資金の提供状況を把握する調査事項の削除」についてです。

今回の変更計画では、農業経営における農業以外の業種から資本金・出資金の提供状況を把握する調査事項を削除することとしております。これについては、利活用のニーズを踏まえ、報告者の負担軽減を図るものであり、おおむね適当と考えられますが、削除に伴う支障がないかなど、3つの論点を整理しております。

次に、審査メモの30ページになりますが、「(オ) 環境への負担を軽減した農産物の

栽培状況を把握する調査事項の削除」についてです。

今回の変更計画では、地域の慣行と比較して環境への負荷を軽減した販売目的での農作物の栽培状況を把握する調査事項を削除することとしております。

これについては、行政ニーズの変化等を踏まえ、報告者負担の軽減を図るものであり、おおむね適当と考えられますが、削除に伴う支障などないか、4つの論点を整理しております。

事務局からは以上です。

○河井部会長

それでは、農林水産省から、各論点に対する回答をお願いいたします。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 お答えします。調査票で言いますと、審査メモの27ページ、枠内の下段となります。農業経営の特徴という項目ですが、ここを削除することとしています。

回答は60ページに整理していますので、御覧ください。

論点は、資本金・出資金の提供状況の経年変化ということです。農業以外の業種からの資本金・出資金の提供を受けている経営体数は1,592経営体です。4割増しているという結果になっています。それから、農事組合法人と、会社に占める割合は、7%ということです。

資本金の提供元について見ると、建設業、運輸業が27.1%を占めているという状況になっています。

回答の61ページを御覧ください。論点2と3ですが、調査結果の利活用と、削除しても支障がないかという問いです。

この項目は、異業種からの農業参入を明らかにするという目的で実施してきました。全体に対する出現率は0.1%ということで、非常に非効率な調査事項になっています。

他方で、経済センサスですが、異業種の法人が農業へ参入している状況を捉えることが可能となっています。さらに、今後は法人番号によって、農業センサスと経済センサスとのリンケージも可能となると考えています。本調査項目による異業種との関係は、経済センサスを活用した統計作成に代替することを考えていきたいと思っています。

前回の統計委員会で、経済センサス-活動調査と本センサスとのリンケージによる分析を検討する旨の答申をいただいています。このリンケージによって、他産業を主体とする経営体が農業にどの程度参入しているのか。一方で、農業経営体であっても、他産業から収入をどれほど得ているのかということについて、分析は行えています。

参考に、結果の一部を記載していますが、この辺りは、後ほど御説明する機会があります。前回答申の対応の中で、もう少し御説明したいと考えています。

次に、調査票で申し上げますと、審査メモの28ページ、上段の枠内でございます。ここも、この項目を削除するという持ち出しでございます。

回答は62ページを御覧ください。論点は、環境保全型農業に取り組んでいる経営体数の経年変化ということです。

環境保全型農業に取り組んでいる経営体の農業経営体全体に占める割合は、49.4%から33.9%に減少しているという状況にあります。

その下ですが、本ページ下段の論点2で、調査結果の利活用ということです。多面的機能の評価に関する資料として、あるいは持続農業法に基づくエコファーマーに関する資料として活用されてきたということです。

回答の63ページを御覧ください。論点3で、エコファーマーの認定状況などが2015年センサス結果と整合しているかという問いです。

図12を御覧いただきたいのですが、センサスでは化学肥料、それから農薬、土作り、このような3つの技術のうち1つでも取り組んでいる、この青い点線枠内の経営体を把握しているという概念です。エコファーマーは、この技術の全てを行うので、赤の点線枠ということになります。したがって、センサス結果は、いわば、エコファーマーを育成する母体となる集団を把握するという役割かと思えます。

右のグラフですが、エコファーマーの認定数はセンサス結果の内数として、制度の浸透とともに増加した後に、最近では減少に転じてきているという関係です。両者の関係を踏まえた結果の整合が図られているということです。しかも、この項目、今まで過去4回調査していますが、最初はこのような状況が全然分からずに把握していたが、このグラフにあるような状況になって、全体を捉える一定の役割は、もう既に終了したのかなということです。

これらの結果ですが、エコファーマーの認定件数、それから、環境保全型農業の直接支払交付金の実施状況は毎年度の数字が都道府県別に行政データとして公表されているという状況です。

下を御覧ください。本ページ下段の論点4ですが、調査結果の利活用と削除による支障です。

図13のグラフで御覧いただいたとおり、エコファーマーは近年減少傾向、それから母体となる集団である環境保全型農業に取り組む経営体数を把握する必要性は低下してきているということです。施策の実施状況も行政情報で確認でき、削除による行政上の支障はないと見込んでいるところです。以上です。

○河井部会長

ただ今の説明を踏まえて、御意見、御質問がある場合は、御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ。

○納口専門委員 まず、出資の状況です。農業以外の業種からの資本金・出資金の提供状況ということですが、農業以外の企業が農業を始めるというケースは、最近はかなり一般的になってきているというか、例えば、食品産業であるとか、あるいは流通・小売業だとか、かなり一般的になってきているなと思います。そのときに別会社を子会社のような形で作るケースと、最近では農地法の改正等により、株式会社が自社の中で農業部、生産部みたいな形で農業を行っているものが結構増えてきているように思います。以前は子会社を作っているものが多かったのですが、自社内で農業を行っているケースになりますと、こういう出資という形では捉えられないなと思ひまして、そ

ういう意味も含めて、この項目では調査したとしても何を捉えたのかがよく分からないという結果になると思ひまして、今回の削除は妥当ではないかなと考へておひります。

それから、もう一つ、環境保全型農業のところも、センサスの分析として、鈴村専門委員など、盛んに行つておられますが、私も大分昔ですが、2000年センサスのときに分析させていただきまして、そのときは環境保全型農業がちょうど始まつた頃だったので。化学肥料とか農薬を控える環境保全型農業が生まれつてきた頃です。その頃は、この項目、大変効果的であつた訳で、しかも、規模別で見たりすると、結構面白い傾向が見えました。環境保全型農業というのは、慣行農法に比べて、化学肥料とか農薬を半分以下の使用量にするというものです。しかし、スタンダード自体がどんどん変わつて農薬の使用量なども減らず、化学肥料だけではなくて有機肥料も使うというようになつてゐる中で、この項目はあまり意味がなくなつてきたように思ひます。ということで、そろそろお役御免ということでもよろしいのかなと考へます。以上です。

○河井部会長 他にいかがでしょう。

○岸本審議協力者 出資の方は、納口専門委員方からお話しいただいたとおり、全くそのとおりです。やはり企業としても、参入するに当たつては、まず部門という形で設置し、農業に展開してみ、そこから子会社を立てた方がいいのかどうかと検討される。これがやはり企業として事業展開を考へるときの当たり前のルートですので、そのようところが今、環境としては実現できる制度になつてゐる。このような意味においては、全く納口専門委員のお話のとおりで、この設問自体は、もうそろそろお役は御免なのかなというところでは。

また、環境負担のところの項目についても、これも正直、エコファーマーとか、非常に大切な件で、中心とした施策であることはよく分かつておひります。ただ、現場の実態を言うと、今、肥料や農薬なども非常に製品の精度が上がつておひまして、そもそも量を半分しか必要としない農薬や肥料が多く出回つてゐるのが実態ですので、正直なところ、もうそろそろ、このようなことは施策的にもどうなのかなという感じにはなつてゐると思つておひります。以上です。

○鈴村専門委員 1点だけですけれども、出資の方です。削除は妥当かなとは思ひますが、経済センサスとの今後のリンケージには非常に期待しておひまして、最後の方に資料で多分出てくると思ひますが、経済センサスとのとりあへずの接合をしてみたものの、まだマッチング率がそんなに高くなかつたというような結果が出てゐると思ひます。今後、法人番号が入ることによつて、その精度はこれから格段に高まつていくとは思ひますが、非常に期待しておひりますので、是非、きちんと公表していただいて、皆さんが使えるようなデータにさせていただくことが必要かなと思ひます。

○河井部会長

それでは、農林水産省、いかがでしょう。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 特に経済センサスは、これからの大きな課題だと思ひますので、頑張つていきたいと思ひます。

他の項目の削除についても、そのようにやつていきたいと思ひます。

○河井部会長

それでは、この2点につきましては、経済センサスとのリンケージを今後期待するというので、御了承いただいたものと思いたいと思います。

それでは、次の論点に移らせていただきます。審査メモの31ページの「オ 環境の変化を踏まえた農業生産関連事業に関する的確な把握」についてです。

この関係では、1回目の部会で事務局から紹介いただいたように、5月開催の統計委員会において本調査について諮問された際に、委員から、例えば、6次産業化として、通信販売を使った直売や、原料・材料の農産物を提供する農業者と商工業者との連携も進んでいることを念頭に、実状を把握する適切な見直しが進むことを期待したいという御意見がありました。

その一方で、今御紹介した御意見を含めて御審議いただくことが大切としながらも、把握はなかなか困難だと思われまますので、方向性も考えながら審議いただきたいといった意見があったところです。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、これも前回の資料3-1の審査メモ31ページになりますが、オの環境変化を踏まえた農業生産関連事業に関するよりの的確な把握についてです。

今回の変更計画では、過去1年間の農業生産関連事業の売上金額合計に占める事業内容別割合を把握する調査事項について、事業内容に係る選択肢に「小売業」と「再生可能エネルギー発電」を追加することとしております。

これについては、政策ニーズに即したデータの把握を行うものであり、おおむね適当と考えられますが、利活用の観点から見て、必要かつ適切なものとなっているかなど、3つの論点を整理しております。

事務局からは以上です。

○河井部会長

それでは、農林水産省から、各論点に対する回答をお願いいたします。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 お答えします。

調査票でいいますと、審査メモの31ページ枠内です。赤枠の部分を追加するということです。

回答は64ページを御覧ください。論点は、農業生産関連事業の経年変化と新たに設定する「小売業」あるいは再生可能エネルギーが含まれる「その他」の割合ということですので。

農業生産関連事業を行っている実経営体数は28.6%減少していますが、農家レストラン、海外への輸出、これはそれぞれ4.5%、29.4%の増加が見られるという状況です。また、小売業や再生可能エネルギーを含む「その他」の割合は0.7%ということですので。

回答の65ページを御覧ください。論点の2と3、調査結果の現在と今後の利活用ということですので。

本調査事項は、6次産業化戦略に沿った施策の資料として利用されており、また、6

次産業化総合調査の母集団情報としても活用されているということです。

それから、小売業、再生可能エネルギーともに、これは新設する項目ですが、6次産業化に含まれておりまして、このような取組も推進している状況で、選択肢の追加は我々としては適切なものと考えている次第です。

以上です。

○河井部会長

ただ今の御説明を踏まえて、御意見や御質問のある方は御発言をお願いいたします。新たな項目の追加が適切かどうかということですね。

○鈴木専門委員 これについてですが、2つの項目を入れるということについては、基本、問題ないかなと思います。

ただ、小売業と書いてあるところが、恐らく直売所経営ということだと思いののですが、「(直売所経営)」と書かなくていいのかなと思います。小売業というイメージと自分で直売所をやるというのが、きちんと回答者の中で結び付けば問題ないのですが、そこが少しどうかなというところがあります。

それから、あと順番なのですが、取組別に農家が割と取り組みやすいものから順番に整理する必要があるかなという感じを少し受けていて、そうなってくると、小売業は最初のところに来ないかなと思います。

それから、小売業を直売所というように書くかどうかは別として、小売業、加工、それから体験農園、ここからは体験関係になってくると思うのですが、貸農園・体験など、観光農園の次に、もしかするとレストランが来て、民宿というのが、更に多角的な発展の方向からすると、この部分では最後かなと思います。海外の輸出と再生可能エネルギーは、かなり、その方向性が違うので、最後に置いて構わないかなと思うのですが、この選択肢の順番について、このままでいいかどうか、御検討いただけないかなと思います。

○河井部会長 いかがでしょう。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 まず、順番なのですが、全く闇雲ではなくて、少しずつ追加しながら、こういう形になってきていると思うのですが、今の御指摘を踏まえながら、少し理屈を立てながら、組み替えもしてみたいと思っています。

それから、この小売業も、直売所だけに限定するのではなく、小売業全てを含んでいい。例えば、最近では、ネット販売みたいなことも含めて、自分の所得確保のために、いろいろな工夫をやっている。これも全て6次産業という概念ですので、そういう意味では、直売所に限定するというのも、少しいかがなものかなと考えています。

○岸本審議協力者 関連して、いいですか。

○河井部会長 はい。

○岸本審議協力者 鈴木専門委員の御指摘の小売業のところですが、今、農林水産省の御説明のとおり、やはり農業者に分かりやすいのは直売という表現だと思います。それがお店を持っている直売所なのか、通信販売も直売だし、私どもの会員で今ホット

なのは、ふるさと納税です。あれなども直売の類似形態になりますので、そのようなところは、多分、ここに入ってくるかなと思いますので、是非、その辺も含めて、表現は少し御検討いただければと思います。

○河井部会長 どうぞ。

○西郷委員 同じ論点ですが、逆に産業分類の小売というと海のように広い分野になってしまうので、ある程度限定しておかないといけない。産業統計の中での整合性も少しは意識していただいた方がいいのかなと思いました。

多分、調査の手引きや何かで、ある程度の特定化が行われるとは思いますが、何を書いたらいいのかということ、きちんと分かるような工夫をしていただければと思います。

○河井部会長 それでは、どうぞ。

○納口専門委員 今の御意見に加えてなのですが、イメージとして、例えば、無人販売所だとかも入るのかとか、共同の直売所、直売所経営という、イメージ的には、何かたくさんの生産者が出してくる直売所を営んでいるというイメージがあるので、そういう表現で良いのかどうか分かりません。あとは独立の店舗を持っているとか、あるいはネット販売を行っているとかですね。それから、今、西郷委員がお話しされましたが、小売業というのは、多分、B to Cのことをいうのではないかと思うのですが、ここではB to Bというか、卸というか、そのようなものは入らないのかとか、実態に即して考えたときに、どのように定義するのかなというところが難しいというか、難しいようなことをやっている人たちは一部だとは思いますが、そこがどうなのかなと思います。

それから、今まで直売所に出していた人たちというのは、消費者への直売というところでカウントされていたと思うのですが、そういう人たちは、ここには入ってこないと理解していいのかどうかということも確認させてください。

○河井部会長 定義ということですね。どうでしょうか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 たくさん御指摘があったので。

○河井部会長 難しいですね。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 ええ。

○岸本審議協力者 私から説明させてもらってもいいですか。

○河井部会長 はい。

○岸本審議協力者 すみません。今、小売業とか、この定義の大切さということで御指摘があったところですが、私ども法人協会ですら似たような調査を実施している中では、正直なところを言うと、余り細かいところまで明確にしていけないというのが実態です。それはなぜかという、ここで把握したいのは、6次産業化がどれほど進んでいるかという取組に対する意識、農業経営体の取組意識の範疇までと私どもは割り切っています。このため、正直言うと、例えば海外への輸出というのは、よくあるパターンは、ディストリビューター、国内の代理店に販売して、それが輸出先に振り分けられてい

るという定義になりますので、それはB toBですよねとなったときに、それでは、ここに輸出と書けないですねというようになります。本当の意味で、直接、自分でコンテナ輸送を仕立てて、販売している会員は、私の知る限りですが、それは2,000社のうちの約1社です。

○納口専門委員 約1社。

○岸本審議協力者 約1社です。というのが実態なので、そのことを明らかにするというよりは、やはり6次産業化ということに対して、どういう意識を向けて、この経営体が向き合っているのかということ把握するという考え方で御理解が得られるならば、そういう考え方の方がいいのかなと思います。経済センサスとの接続もなかなか難しいのではないかなというのが私の感触です。以上です。

○河井部会長 それでは、岸本さんの御意見としては、定義を明確化するというよりも、むしろ6次産業化ということ意識するのであれば、この辺が曖昧でも十分なのではないかということですか。

○岸本審議協力者 はい。そうですね。

○河井部会長 いかがでしょうか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 私も細かいところは、少し頭の整理ができなかったのですが、これは、そもそも6次産業化を意識した調査項目なのです。その中の一つとして小売業が出てくるので、調査を実施する上で、この小売業をどのように定義するかということ、もう少し細かく整理しながら指示を下していきたいと思っております。

○河井部会長 大丈夫ですか、それで。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 よろしいですか。多分、先ほどの順番も含めて、定義について、この場ですぐにお答えいただくというのは難しいと思いますので、農林水産省に改めて整理していただいた上で、部会長とも御相談して、こういうことでよろしいですかということ、事後的に皆さんに御確認をお願いするというような方法にさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

農林水産省も、それでよろしいですか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 はい、時間ももったいないので、そのように整理させてください。申し訳ございません。

○河井部会長 どうぞ。

○鈴木専門委員 1つの方向性として、欄を増やすとなると、また非常に問題が出てくるのかもしれないですけど、直売所的なもの、通販関係のものがかなり大きく違う気はします。6次産業化という観点でいっても。そのため、直売所、店を持って消費者と接するものと通販関係、それから、そういうところの中に、B toBのものが一部入ってきてもいいのかもしれないのですが、いわゆる流通の形態に少し近いようなものと少し分けるというのも1つの案かなと思います。

○須田農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐 先ほど鈴木専門委員から御発言があった件に関しては、販売金額の後に、どこに出荷したかという項目が別

途ありまして、その中で、農協に出荷したとか、小売業者に直接販売したとか、消費者に直接販売した。その中でも直売所ですとか、インターネットで販売したとかという細かく把握しているので、それに関しては、6次産業化のところではなくて、出荷先の方で把握できるものと考えております。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 調査票の8ページを御覧いただいたらと思います。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 調査票8ページの右下です。農産物の販売の出荷先の項目があるので、このところである程度把握ができるということです。

○鈴木専門委員 そうすると、今のところ、農業関連事業のところでは、小売・流通業、少し言い過ぎなのかもしれませんが、何かそのような消費者と繋ぐところに事業としての部門を持っているということであれば付けられるような、そんな書き方でしょうか。小売業ということで、今の話が全部包含されるという認識であればいいのかもしれませんが。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 直接販売になるのではないですか。そういう意味で、消費者に直接販売しているということになる。その内訳が、これで把握できるという、そういう説明かと思います。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 そういうことです。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 そうであれば、小売というより、直接販売という方が整合性はとれるのかもしれない。そこも含めて、少し整理していただければと思います。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 はい。省内の関係もあるので、少し整理させてもらい、御回答したいと思います。

○河井部会長 それでは、この点につきましては、整理した上で、また皆さんにお尋ねするという形にしたいと思います。

あと1点、統計委員会で意見があった点で質問したいのですが、農作物の加工を工業、あるいは商業事業者に委託する場合というのは、農業生産関連事業に該当するのでしょうか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 6次産業自体、経営権は、多分委託している側、委託元にあるので、それを加工するのがよその業者であっても、それは自分のものとして農業生産関連事業に含まれるという整理です。

○河井部会長

それでは、選択肢の順番の点についても御検討いただけるということでしょうか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 そうですね。そこも少し頭の整理をして、何でもこういう順番なのかということも含めて整理します。

○河井部会長 それでは、先ほどの小売業の定義の件と、この選択肢の順番の組み替えについても御検討していただいた上で、また皆様に御意見を求めるという形で、こ

の件につきましてははまどめたいと思います。

それでは、時間もありませんので、次の論点に移らせていただきます。

次は、林業関係です。審査メモの 32 ページの「カ 林業経営のよりの確な把握」につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、カのうちの「(ア) 林産物の種類別の販売金額割合を把握する調査事項の追加」についてです。

今回の変更計画では、これまでの過去 1 年間に販売した林産物の種類を把握する調査事項に代えて、林産物の販売金額合計に占める林産物の種類別の金額割合を把握する調査事項を追加することとしております。

これについては、政策ニーズの変化に対応したものであり、おおむね適切と考えられますが、利活用等の観点から見て、必要かつ適切なものとなっているかなど、3つの論点を整理しております。

次に、「(イ) 林業作業別の受託料金収入割合を把握する調査事項の追加」についてです。

今回の変更計画では、過去 1 年間における林業作業の受託料金収入合計に占める作業内容別の金額割合を把握する調査事項を追加することとしております。

これにつきましては、政策ニーズの変化に対応したものであり、おおむね適切と考えられますが、利活用の観点から見て、必要かつ適切なものになっているかなど、2つの論点を整理しております。

事務局からは以上です。

○河井部会長

それでは、農林水産省から、各論点に対する回答をお願いいたします。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 お答えいたします。

調査票で言いますと、審査メモの 32 ページ、枠内の下の部分、それから、林産物の種類別販売の変更後は 33 ページの枠内の中ほど、左側です。回答は 66 ページを御覧ください。論点は、調査結果の利活用と生じていた支障・問題ということです。

販売した林産物の種類は、林業の担い手に関する施策の検討に活用されていました。一方で、32 ページ下の調査票にありますとおり、林業の担い手の対象は、主として用材生産を行う経営体ですが、これまでは、この他にもある、ほだ木の販売であるとか特用林産物の販売も含めまして、経営主体がどのような割合となっているかが把握できずに、施策の対象となる林業経営体の実態を分析できなかったという支障を生じていたということです。

本ページ下段の論点 2 と 3、調査結果の利活用についてです。

こうしたことから、審査メモの 33 ページの調査票のとおり、林産物の種類ごとの販売金額を把握するようにしました。3 にありますとおり、施策の対象と合致した経営体の実態を把握することができます。より実態を反映した資料で施策の検討が行われることが見込まれ、利活用の観点からも適切なものになっていると考えています。

次に、調査票で言いますと、審査メモの 33 ページ、枠内の下段です。回答は 67 ページを御覧ください。論点は、調査結果の利活用と改善の余地についてです。

未来投資戦略 2017 において、林業の成長産業化の実現と森林の適切な管理のために、森林の管理経営を意欲ある林業経営者に集積することとしています。こうしたことから、林業施策の検討を行っていく上では、林業作業の受託の主たる事業内容を料金収入の面から把握する必要があるということです。

○河井部会長

ただ今の説明を踏まえて、御意見、御質問のある方は御発言をお願いいたします。

1 ついいですか。私から。

先ほど澤村審査官とも話をしていたのですが、資料 3-1 の 33 ページの変更後の販売の階級なのですが、先ほどの件と合わせる必要はないのでしょうか。例えば、実額を記入するときに、5 億円以上について億円単位で記入することとしているのですが、何千万円単位で記入するとか、あと区分けですね。この点いかがでしょう。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 今の林業のところですか。

○河井部会長 林業のところですか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 そうですね。今まで林業も農業も統一化しているので、ここのところも併せて変えてもいいのかもしれない。

○河井部会長 他に、もし何かありましたら。

○西郷委員 変えて大丈夫そうなのですか。今まで特に支障がなかったということであれば、多分、経営規模として、農業も林業も大体似たようなものであるということの整理はできて、多分、合わせても平気だという結論は出せそうな気がします、それで大丈夫ですか。規模感がないので、よく分からないですが。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 林業の場合、規模感を見ても、大きな会社が多いので、恐らく大丈夫だろうと思っています。今まで統一的な項目を把握しているので、そのように変更してもいいのかなと思っています。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 すみません。よろしいでしょうか。

林業の場合は読み替えてということで調査票が設計されていますので、農業のところを変えれば、必然的に林業も変わるという理解でいいのですよね。そうならざるを得ない。

つまり、先ほどの区分変更というのは、林業も含めて、小さいところの区分を細分化する、大きいところは 1 億円以上で実額記入するということで、それは林業、農業共通という理解でよろしいのですよね。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 すみません。レイアウトが違うなどで、混乱しました。

○河井部会長 それでは、もし御意見がないようでしたら、農業と同じように変更するという形でよろしいでしょうか。他の点につきましても、何かありましたら、お願いします。

それでは、本件は、これで御了承いただいたということとしたいと思います。

次の論点に移らせていただきます。審査メモの 35 ページですね。「キ その他、本調査を取り巻く環境変化に対応した調査事項の見直し」につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、審査メモの 35 ページ、キの「(ア) 法人番号欄の追加」についてです。

今回の変更計画では、農林業経営体調査票において、法人番号の回答欄を追加することとしております。

これについては、「公的統計の整備に関する基本的な計画」等を踏まえ、政府統計の精度向上に資するものであり、おおむね適当と考えられますが、把握した法人番号をどのように活用するか確認する論点を整理しております。

次に、36 ページの「(イ) 牧草栽培による家畜の預託事業の実施状況等に関する調査事項の削除」についてです。

今回の変更計画では、牧草栽培による家畜の預託事業の実施の有無、牧草の共同栽培及び共同での採草・放牧への利用の有無を把握する調査事項を削除することとしております。

これについては、報告者負担の軽減を図るものであることから、おおむね適当と考えられますが、削除に伴う支障がないかなど、2つの論点を整理しております。

事務局からは以上です。

○河井部会長

それでは、農林水産省から、各論点に対する回答をお願いいたします。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 お答えいたします。

調査票で言いますと、審査メモの 35 ページ、枠内の上段です。

回答は 68 ページを御覧ください。論点は、法人番号を活用した情報提供の充実ということです。

法人番号については、事業所母集団データベースの登録に活用していきます。また、他の統計調査と法人番号でリンケージできる環境が整った段階で、リンケージによる統計の作成・提供について検討していきたいと思っています。

次に、調査票で言いますと、審査メモの 35 ページ、枠内の下段です。

回答は 69 ページを御覧ください。論点は、データの利活用と、削除して支障がないかということです。

本項目は、1970 年から把握してきています。草地造成整備事業の推進に活用されてきたということですが、調査票を貼りつけています。2000 年、2005 年のセンサス当時は、中段、左の 3 の預託牧場の場合は、受託した戸数と頭数を把握していた。それか

ら、4番の共同採草放牧場の場合は、参加世帯数を把握していたということですが、2010年、2015年では、営んでいるかどうかだけに限定して、数だけを捉えていたということで、調査事項を縮小してきているということです。

おめくりいただいて、回答の70ページです。

農林水産省の畜産部局では、毎年類似のデータを都道府県から把握し、公表もしていることから、センサスでのニーズも低下してきているということもありますので、削除に支障はないと考えている次第です。

回答の71ページを御覧ください。論点の2です。継続的に把握する必要性が乏しくなった調査事項は、他に存在しないのかということです。

調査項目の統合・廃止の検討に当たっては、全ての調査項目について、現時点の行政施策の利活用状況と、代替可能な行政情報の存在を省内各局に確認しています。したがって、継続調査項目において把握する必要性が乏しくなっている項目はないと考えている次第です。

当方から以上です。

○河井部会長

ただ今の御説明を踏まえて、御意見や御質問のある方は、御発言をお願いいたします。1件は法人番号の追加、もう一つは削除ですね。いかがでしょうか。どうぞ。

○鈴木専門委員 法人番号の方は、まさに期待しているところですが、牧草地経営体のところでは、私はこれ、結構、昔からずっと使っている項目で、昔の農家以外の農業事業体の区分で見ようとすると、販売目的の農家以外の農業事業体を取り出すために、牧草地経営体を除かないといけないのです。除くために必ず必要であった訳ですが、販売目的というのが、他の方法で何か抽出できるということであれば、必ずしも項目として残さなくてもいいのかなとは思いますが、事前の御説明をいただいたときには、過去からのデータとの接続も割とできる、新設、改廃もそんなに多いものではないので、1つ前のデータを取れば、かなり除くこと自体は不可能ではないという説明はいただいているのですが、ただ、これは2020年に限ったことだと思いますので、その先も含めて考えると、他のところで余り使われていないということで、結果的に削除やむなしということになるのかもしれないのですが、そのところ、代替の案があるのかどうかということだけ、教えていただきたいなと思います。

○河井部会長 いかがでしょうか。

○須田農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐 先ほど鈴木専門委員からもあったのですが、まず、当初考えていたことは、これまでずっと継続的に牧草地経営体というものを把握してきましたので、客体自体には牧草地経営体であるというフラグは付いています。パネル比較ということ、今、積極的に行っていますので、そうした中で、牧草地経営体である経営体というのは特定できて、引き続きそのようなデータというものは作成可能であるということです。

それと、審査メモの回答の中で、70ページに、今、公共牧場数といったデータが出ていますが、このようなところから、実は公共牧場は一覧が公表されておりまして、そ

のようなどころから名寄せなどを用いれば、継続的に新しく入ってきたものも把握可能であり、2020年限りではなく、継続的に牧草地経営体は把握可能であると考えているところです。

○河井部会長 今の御回答でよろしいでしょうか。

他に何か御質問はありますか。もしなければ、本件につきましては、代替手段もあるということなので、御了承いただけたらと考えております。

それでは、次の論点に移らせていただきます。ここからようやく本日の配布資料の2-1と2-2ですね。新しい配布資料に移らせていただきます。

まず、農山村地域調査票（市町村用）についてです。

資料2-1の審査メモ1ページの「ア 森林面積を把握する調査項目の内訳区分欄の追加」及び3ページの「イ 旧市区町村別の総土地面積・林野面積を把握する調査項目の削除」までにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、まず1ページ、「ア 森林面積を把握する調査項目の内訳区分欄の追加」についてです。

今回の変更計画では、「森林計画による森林面積」の内訳として「うち人工林」を、「現状森林面積」の内訳として「うち森林計画対象」を、さらにその内訳として「うち人工林」の項目を追加するとともに、所有形態区分のうち、「森林整備法人」の括弧書き部分にあります「(林業公社・造林公社)」を削除することとしております。

これについては、政策ニーズを踏まえたデータの把握を行うとともに、実態に合わせた表記に変更するものであり、おおむね適当と考えられますが、利活用の観点から見て、必要かつ適切なものとなっているかなど、2つの論点を整理しております。

次に、審査メモ3ページの「イ 旧市区町村別の総土地面積・林野面積を把握する調査事項の削除」についてです。

今回の変更計画では、市町村の総土地面積並びに旧市区町村別の総土地面積及び林野面積を把握する調査事項について、旧市区町村別の総土地面積及び林野面積を把握する項目を削除することとしております。

これについては、行政ニーズを踏まえ、報告者負担の軽減を図るものであり、おおむね適当と考えられますが、削除に伴う支障等がないかなど、2つの論点を整理しております。

事務局からは以上です。

○河井部会長

それでは、農林水産省から、各論点に対する回答をお願いいたします。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 お答え申し上げます。

調査票でいいますと、審査メモの1ページから2ページの枠内です。2ページの調査票の表頭にある②と④と⑤、ここを追加するということです。それから表側、森林整備法人を微修正するという変更です。

回答は2ページを御覧ください。論点は、森林面積の利活用ということです。

森林面積は市町村等の現場に立脚した林業施策を展開する上での基礎的なデータということになります。地方交付税法に基づく普通交付税の算定、それから、森林法施行規則に基づく林業普及指導事業の交付金の決定基準として利用されているという実態です。

4のところですが、森林整備法人について括弧書きすることによって、林業公社・造林公社だけが森林整備法人であるとの誤解を受けるという意見が寄せられたために、この括弧内を削除するということです。把握する対象に変更はありません。

次に、回答の3ページを御覧ください。論点は、項目追加である人工林面積について、市町村は把握しているのかということことです。

本項目は森林環境譲与税、この譲与基準の1つとして活用されます。参考に記載したとおり、私有林、人工林面積を譲与基準として用いることから、これに対応した調査項目の設定が今回必要になってきたということことです。

それから、2ですが、市区町村に備え付けられた森林簿を集計することによって、人工林面積については把握することが可能です。このように報告者負担をほとんど増加させなくとも、調査結果が得られるので、項目設定は適正であると考えています。

次に、調査票で申し上げますと、審査メモ3ページの枠内です。青枠の部分を削除するということです。

回答は4ページを御覧ください。論点は、削除する旧市区町村別の総土地面積、林野面積が何に活用されていたかということことです。

旧市区町村別の総土地面積と林野面積によって林野率が算出される訳です。山村振興地域には、1960年の旧市区町村の林野率が指定要件として利用されてきました。特定農山村地域は1990年の旧市区町村の林野率が指定要件として利用されてきたということことです。しかし、それ以降、調査結果の利活用はないという現状です。

回答の5ページを御覧ください。論点は、旧市区町村別の総土地面積や林野面積が他に存在しないのかということことです。

これに対しては、残念ながら、統計等は他に存在していないという状況です。ただ、参考までに申し上げますと、旧市区町村別の総土地面積、あるいは林野面積については、利活用が見込めないため、調査はしませんが、技術的には、図1のイメージのとおり、旧市区町村のポリゴン、それから、国土数値情報、国土交通省で出しているものがありますが、ここで公開されている森林計画については、この地図から近似値を把握することは可能です。

回答の6ページを御覧ください。論点は、本項目の削除により支障は生じないかということことです。

行政部局との間では、山村振興地域や特定農山村地域の指定要件について、今後、見直しの予定はないということについて確認をとっております。もし、見直すとなったら、そのときには調査項目がなくなっているわけなので、そのときにどのようにするかというのは検討すればいいということ、行政部局との間では確認をとっているということ、したがって、当該項目を削除しても支障はないと考えています。また、

これらの項目の利活用は見込まれないということから、削除しても支障はないということですので。以上です。

○河井部会長

それでは、ただ今の御説明を踏まえて、御意見や御質問がある場合は、御発言をお願いいたします。

1つ目は、記述の変更というか、括弧付きを無くす、誤解を招くので無くすとともに、人工林を追加するというもので、情報は変更、変化ないということですが、イの方は、旧市町村名のところを、すべて削除してしまうのですが、行政ニーズが求められていないということと、GIS情報を使って計算できるということですので。いかがでしょうか。この御提案どおりでよろしいでしょうか。どうぞ。

○納口専門委員 旧市町村別の総土地面積と林野面積のところですが、GISを使って、近似的に客観的に把握することが可能であるとあるのですが、これについては、利用者というか、そういうデータが必要な人は、どうぞ利用してくださいということであって、農林水産省から提供するという事ではないということでしょうか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 もう既にデータベースで、そういうデータを提供しており、ホームページでも確認ができます。これを今後も続けていこうと思っています。

○納口専門委員 近似データは、農林水産省からデータベースとして提供されるということですか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 はい。

○納口専門委員 ありがとうございます。

○河井部会長 他に何かありますか。

それでは、この件につきましては、御了承いただけるという形でよろしいでしょうか。

それでは、次に進めさせていただきたいと思います。

次は、農山村地域調査票（農業集落用）についてです。今回は、審査メモの4ページの「ア 立地条件及び農業集落の概況を把握する調査事項の削除」及び6ページの「イ 寄り合いの開催と地域活動実施状況を把握する調査事項の変更」について、事務局から御説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、まず、「ア 立地条件及び農業集落の状況を把握する調査事項の削除」のうち、審査メモ5ページの「(ア) 立地条件を把握する調査事項の削除」についてです。

今回の変更計画では、立地条件として、最も近いDID（人口集中地区）及び生活関連施設までの所要時間を把握する調査事項を削除することとしております。

これについては、民間の地図情報などを活用して報告者負担の軽減を図るものであり、おおむね適切と考えられますが、削除に伴う支障などがないか、2つの論点を整理しております。

次に、同じ審査メモの5ページの「(イ) 農業集落の概況を把握する調査事項の削除」

の「①農業集落内の総戸数を把握する調査事項の削除」及び「②農業集落内の総土地面積・耕地面積の状況を把握する調査事項の削除」についてです。

今回の変更計画では、農業集落内の総戸数及び農業集落内の総土地面積・耕地面積の状況を把握する調査事項を削除することとしております。

これらについては、既存データを利用することにより、報告者負担の軽減を図るものであり、おおむね適当と考えられますが、削除に伴う支障等がないかなど、それぞれ3つの論点を整理しております。

次に、審査メモ6ページの「イ 寄り合いの開催と地域活動の実施状況を把握する調査事項の変更」についてです。

今回の変更計画では、寄り合いの開催回数を把握する調査事項について、従来の実数による把握から選択記入方式に変更するとともに、寄り合いの開催状況と地域活性化のための活動状況を把握する2つの調査項目を一体化し、その選択肢も整理・統合することとしております。

これについては、調査結果の利活用状況や農業集落の実情等を踏まえて変更するものであり、おおむね適当と考えられますが、利活用の観点から見て、必要かつ適切なものとなっているかなど、2つの論点を整理しております。

事務局からは以上です。

○河井部会長

それでは、農林水産省から、各論点に対する回答をお願いいたします。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 お答えいたします。

まず、調査票ですが、審査メモ4ページの枠内上段ということです。

回答は7ページを御覧ください。論点は、経路検索技術の活用によって、調査同様の結果を得ることが可能かということです。

改めて審査メモ4ページの調査項目を御覧いただきたいのですが、これまでは集落の立地条件の把握のために、集落の中心からの主要生活関連施設までの所要時間を、集落の代表者に聞くという調査でした。これをいわゆるカーナビの経路検索技術によって捉えるように変えていくという計画です。

具体的には、2に記載していますが、集落の中心地から最も近いD I Dと13種類の生活関連施設について、自転車を除く全ての交通手段で、カーナビによる経路検索を行って、所要時間を把握するという計画です。これによって、生活関連施設等までの時間を客観的に把握することが可能となる。把握対象には、下の表1のとおり、郵便局や駅など、6つの生活関連施設を拡充して把握することを考えています。

8ページを御覧ください。経路検索による所要時間の把握の手順ですが、まず、国土地理院の地図によって、この集落の中心地を決め、次に、例えば、コンビニまでの所要時間を把握する場合は、集落の中心地から近い3個のコンビニをシステムが機械的に選定します。さらに、その3カ所までの経路を、徒歩、自動車、公営交通機関それぞれについて検索して、所要時間を算出する。以上で把握したデータのうちで、交通手段ご

とに最も短時間で行けるコンビニは何分ということをそれぞれ算出して、これを統計としてまとめるということです。経路検索によって把握した結果を検討したところ、2015年センサスの調査結果である所要時間とおおむね一致しています。このように、民間の地図情報、それから、経路検索技術の活用が可能と考えています。

右ページを御覧いただきたいのですが、これまでは主要な交通手段を集落の代表者に特定してもらっていたために、集落間の比較ができませんでした。しかし、今回は全ての集落について、交通手段ごとに所要時間を把握できるために、全集落の結果を比較可能な形で提供できると考えています。

回答の10ページを御覧ください。論点は、このような項目を削除して支障はないかということですが、調査票からは削除しますが、今申し上げたように、経路検索によって、結果を引き続き把握して、集落の立地条件としては提供できるということで、利用上の支障はないと考えております。

なお、これまでの調査結果については、地方創成に係る検討等にも活用されているという例を示しています。

次に、調査票で申し上げますと、審査メモの4ページ、枠内の下ですね。2-1の部分、総戸数の調査項目ですが、これを削除するということです。

回答は11ページを御覧ください。論点は、調査結果の利活用ということですが、

農業集落の総戸数は、農家数と併せて、農家率を算出して、非農家との混住化の指標として活用されています。また、過疎化や人口減少が問題となる中で、総戸数の少ない農業集落の状況が農村振興施策の検討の資料として活用されているという状況にあります。

回答の12ページを御覧ください。論点は、農業集落内の総戸数を、どのように把握していくのかということ、また、この方法に代替することによる結果の影響ということですが、

集落内の総戸数は、国勢調査の基本単位区別の世帯数を国土地理院の地図にある建物によって農業集落別に案分する計画です。平成27年国勢調査結果を用いた推計結果と、2015年の農業集落の調査結果とを比較したところ、表2の右端のとおり、プラスマイナス1階層以内に入る率が、ほぼ9割を超えており、この把握方法の代替が可能と考えているところです。

なお、公表に当たっては、当初は、平成27年国勢調査を利用しますが、平成32年国勢調査の小地域統計が利用可能になり次第、これを利用するように考えています。したがって、調査日の違いによる影響は生じないと思っています。

以上によりまして、調査票から総戸数を削除しても支障はないと考えています。

次に、調査票で言いますと、審査メモ4ページの枠内下の2です。ちょうど、このところに「削除」と赤字で書いてあり、文字が被って消えているのですが、「2 総土地面積・耕地面積の状況」という項目です。これを削除するということです。

耕地率や水田率を算出することによって、土地利用から見た農業集落の特性を示す指標として分析に利用されておりました。例えば、白書の分析例では、下の図のよう

に、水田率 70%以上の農業集落について、農業を主とする 65 歳未満の農業者のいる世帯を主業農家と呼んでいるのですが、この主業農家がない集落の割合を見ると、東海以西では 6 割以上と高くなっています。こういう分析結果が出されているということです。

次に、回答の 14 ページを御覧ください。論点は、ポリゴンとは何か、どのような情報が把握できるのかということです。

2 と 3 に記載しているのですが、農業集落地図ポリゴンは農業集落の区域をデジタル化したものです。また、筆ポリゴンデータは耕地面積統計の母集団情報として、衛星画像を基に作成した農地の区画情報です。これらの地図データを用いて、集落の総土地面積と集落内の耕地面積を GIS の求積機能によって客観的に把握する計画です。

右ページを御覧ください。5 ですが、耕地面積について、筆ポリゴンから算出した結果と、センサスの調査結果とを比較検証した結果、表の右端のとおり、プラスマイナス 1 階層の範囲でのかい離がおおむね 9 割強となっており、おおむね一致していると考えております。こうして見ると、これまでの主観と客観との把握の差はあると認識していますが、今後は、この客観の方法で時系列を把握していきたいと考えています。

次に、調査票で申し上げますと、審査メモ 6 ページの枠内、変更の前後ともに①欄ですが、寄り合いの開催回数の聞き方を変更するということです。

回答は 16 ページを御覧ください。論点は、これまでの提供結果の利活用、選択肢の変更ということです。

寄り合いの開催回数は、以下のとおり、集計・公表しています。中段の活用例では、中山間直払いの実施地域と未実施地域を比較して、実施地域の方が 11 回以上寄り合いを開催した割合の増加幅が高いということを示すことで、集落機能の維持に及ぼす施策の効果を検証しているという例です。2020 年の調査では、郵送調査を導入することに伴って、回答のしやすさに一層配慮する必要があると考えています。したがって、選択肢については、実態に即した寄り合いの開催回数による階層を設定しているということです。

次に、調査票で申し上げますと、審査メモ 6 ページの枠内下段の②のところですが、

回答は 17 ページを御覧ください。論点は、結果の利活用と選択肢の設定ということです。

資料に示した例は、多面的機能支払の取組がない地域と比べて、取組がある地域の方が、伝統的な祭りやイベント、福祉活動などの地域活動を実施している割合が高くなっていることを示しています。このことから、施策の効果が発揮されている可能性があることを示しているということです。

それから、選択肢は、前回調査で政策部局の要望を踏まえて設定したものであり、利活用の状況からも適切であると考えている次第です。

以上です。

○河井部会長

ただ今の御説明を踏まえて、御意見や御質問のある方は、御発言をお願いいたします。

す。

まず、削除ですね。削除につきましては、GISの情報を使って、より詳しい情報が提供可能だということですね。もう一つの調査事項の変更、寄り合い開催等の調査事項の変更につきましては、より現状に合わせた、より詳しい情報が得られる、選択肢も、それに合わせて変えるということですね。いかがでしょうか。

○納口専門委員 2点、確認させていただきたいのですが。

1点目は、審査メモの4ページの最寄りの生活関連施設なのですが、これはGISを使って計測するというので、客観的には、その方がよろしいと思うのですが、ただ、農協については、説明書きのところで、金融機能だけ、多分、ATMだけがあるというものと窓口があるものを区別できないので、農協は外すということが書いてあるのですが、技術的な難しさがあるので外すということが良いのか。やはり農山村地域では、農協というのは重要な生活関連施設であるような気がするのですが、そこを外すロジックのところに問題がないのかということをお尋ねしたいのが1つです。

それから、2つ目なのですが、同じ審査メモの4ページのイのところですが、農業集落内の総戸数を削除するというのですが、これも国勢調査とGISを使って推計できるということですが、ここにつきまして、何か直感的には農家戸数であるとか集落内の総戸数というのは、その集落に精通している人であれば、すぐに分かるのではないだろうかという感じがしたものですから、お尋ねしたいのですが。

ただ、データの的に、2015年センサスの分析を拝見しましたら、非農家の戸数の割合がすごく高くて、それは中山間とか山間に至っても、つまり田舎というか、農家戸数が8割、9割というようなところが結構あるのかと思いきや、中山間であるとか、平地農村であるとか、あるいは山間であるとかでも、農家以外の戸数というのが非常に多い。そうすると、集落に精通している人であっても、農業集落の総戸数、つまり農家と非農家を合わせた戸数が何戸あるのかというのは、なかなか把握できないのだという事情があるのかどうか。この2つの点について、お教えいただければありがたいです。よろしく願いいたします。

○岸本審議協力者 関連して、1点いいですか。

○河井部会長 はい、どうぞ。

○岸本審議協力者 今の納口専門委員からお話がありました点に関連するところで、お聞きしたいというか、発言させていただきます。

この農協のところを、金融機関のみの施設と判別が地図情報でできないと書いてあるのですが、私、地図業界にもいたことがあって、住所情報があれば、位置情報というのは、実は取り出しが割と平易にできるものですので、そういう意味では、ATMのみの施設の住所情報と、そうでない施設の住所情報さえあれば、恐らく抽出はGIS上でもできるものと思われまので、ここは削除ということではない方法もあるのではないかと思いますので、御検討いただきたいなと思います。

それと併せて、GIS情報を使う際に一番の注意点というのは、やはり地図情報の鮮度になります。特に何が言いたいかというと、スーパーやコンビニエンスストアは

更新が結構あると思いますので、それをいつ時点のもので把握するのかというところ、調査時点の定義というところは、しっかりしていただいた方が良いかなと思います。小学校や中学校も統廃合がありますので、そのようなところも、いつ時点の地図情報を使っているかという定義は必ず重要になってきますので、御留意いただければと思います。

また、先ほど住所と地図情報が繋がるというお話をしたのですが、これも納口専門委員のお話にあった農家世帯のところも、センサスのところで住所情報まで把握しているのであれば、実は地図に落とせるのではないかなというのが個人的な感想なのですが。この辺も含めて御検討いただくのもいいのかなと思います。以上です。

○河井部会長 いかがでしょう。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長

農協については、今、このように窓口機関を持っているところが特定できないので外しましたが、調査事項ではなく集計する事項なので、もし可能性があれば、そこは少し検討してみたいと思います。ただ、そのためのコストと時間もあるので、いちいち住所情報を別途持ってきて、ぶつけてやるというのが可能かどうかということも含めて、少し考えてみたいと思います。

ただ、農協がないと、その集落の立地条件にどうなのかというのは、農村地帯だったら重要だというのは分かるのですが、その辺も含めて少し考えてみたいと思います。

それから、総戸数の関係ですが、集落は特に都市部では混住化が進んできておりまして、特に市街化区域では集落の対象外になっています。農業集落がそのようになってくると、行政区の代表者に、おたくの地域の戸数何戸ですかと聞いても、隣のコミュニティの分まで含めて戸数を捉えて申告するというケースがあって、調査結果を比較してみると、集落の代表者の聞きとりの方が過少に出る傾向があります。そのような意味では、ITを使って、間違いなく数字を出すことが大切であると考えます。こうやって時系列をとっていくことが、今後の地域の変貌を表していく形になってくるので、この辺はそのように変えていきたいと思っています。今の聞き方だと、どうしても過少に出てしまうという状況になっているということです。

それから、地図の鮮度ですが、基盤の地図情報は、年に4回更新されているとのことなので、今回使うデータは、2020年4月に提供される国土地理院のデータを使うことを考えているということです。

○河井部会長 今の点で、いかがでしょう。

○鈴木専門委員 私も総戸数のところは、少し気になるのですが、空き家とか倉庫とか、そのような生活実態のないものが、どのように影響してくるのかというところなのですが、地図上で、空き家であるという情報を入れて計算することはできるのでしょうか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 いえ、今のところは、そこまではできない、考えていません。

○鈴木専門委員 それでは、家がある以上、人が住んでいるというように判断すると

ということですね。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長　そうです。この地域だけ空き家が多いとか、そういうことはあまり考えずに、単純に行うということです。

○鈴木専門委員　特に山間部で空き家率が相当高いという地域があるということ、事例的に相当聞きます。我々が実態調査に行っても、確実に住んでなさそうな家とか、もちろんありますし、住んでいそうでも、実際に戸を叩いてみると、やはり居なかったという、外見では分からないものが相当あるという印象を持っていますので、その辺りがどれくらいぶれにつながるのかというところです。

下の表を作っていたいただいているところですが、今までの調査精度が低くて、1階層くらいずれてしまっている分、その要因が大きいのか、あるいはその空き家の把握の現実のずれの影響が大きくて、1階層までのところにばらつきが生じているのか、その要因がよく分からないところが少しあります。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長　まず、考え方なのですが、12 ページの上に図があります。この基本調査区の中にある建物数で案分するので、東京の空き家率と何々県の山間部の空き家率を比較する訳ではなくて、この地域の住宅がどのように分かれるかで案分していくので、あまり深刻に考える必要はないのかなと思っています。空き家も含めて 100 戸あるところが、地図上に線引きされたときに、どちらに入るかで案分していくことになります。

それから、もう一つは、かい離の要因は、主観で答えた結果と、IT を使って計算した結果との違いだろうと思っています。

○鈴木専門委員　要するに、どちらが正しいかということ、即断できない状況と。今までの正しいとも言い切れず、今回のGISで行ったものが全て正しいとも言えない。ただ、1つの基準に従って、これから把握し続けていくことが大事だということですか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長　そうですね。今回行えば、それが基準になって、同じやり方ができていくと思います。

○鈴木専門委員　認識でしょうね。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長　はい。調査すれば、聞く人によって主観も違ってくるので、そこはやはりぶれが出てくると思います。

○岸本審議協力者　関連した発言ですみません。先ほどの私の発言も含めてなのですが、調査自体は農林水産省が業者に発注して実施する訳ですよ。そうすると、恐らく、その時点で、やはり技術的な課題とか、具体的な解決策も、そのときに解決していく部分にもなってくると思いますので、御指摘のあった懸念材料なども、そのときにしっかりと解決していただけるのではないかなと期待しています。

先ほど私、コンビニ、スーパーと言いましたが、あれも実はデータとして位置情報は売っていたりするものですし、そのような意味で、技術的な側面は実施時に最適な手

法を選択していただければと思っております。以上です。

○河井部会長 他にいかがでしょう。それでは、先ほどの農協の件は、検討していただくということによろしいでしょうか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 今のところ、技術的に解決策がなく、外していた状況なのですが、御指摘も踏まえて、そのデータが取れるのかどうか、少し考えてみたいと思います。

ただ、これはコンピュータで集計する世界なので、できればやるし、できなければできないということになるかと思いますが。コストと時間の問題もあると思います。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 集計事項には入るのですか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 集計事項に入ります。少し検討させてください。すみません。

○河井部会長 それでは、御確認いただいた上で、できそうかできないか判断することでしょうか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 できそうなら入れるということにします。

○河井部会長 はい。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 先ほどの件と併せて、皆様方には検討結果をお知らせして、確認いただくということにさせていただきます。

○河井部会長 はい。それでは、確認していただくということで、それ以外の点につきましては、お認めいただくということによろしいでしょうか。

それでは、次に移らせていただきます。

次は審査メモの7ページの「報告を求めるために用いる方法等の変更」につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 「(4) 報告を求めるために用いる方法等の変更」のうち、審査メモの8ページの「ア 農林業経営体調査票及び農山村地域調査票（市区町村用）におけるオンライン調査の全面導入」についてです。

今回の変更計画では、農林業経営体調査票において、これまでの調査員調査と併用して、オンライン調査を導入するとともに、農山村地域調査票（市区町村用）において、これまでの郵送調査を基本とするものからオンライン調査を基本とし、報告者からの申出があった場合に限り、郵送調査により行うものに変更することとしております。

これについては、報告者の利便性の向上、調査結果の正確性の確保、統計調査業務の効率化等の観点から、おおむね適当と考えられますが、オンライン調査の円滑な実施・利用促進のための方策が適切に講じられているかなど、4つの論点を整理しております。

次に、審査メモ9ページの「イ 農山村地域調査票（農業集落用）における郵送調査又はオンライン調査の導入並びに民間事業者の活用」についてです。

今回の変更計画では、農山村地域調査票（農業集落用）について、従来の調査員調査

から郵送・オンライン併用による調査を基本とし、回収できない場合のみ調査員が回収するほか、調査票の配布・回収や督促などの実査業務を民間事業者に委託実施するよう変更することとしております。

これについては、統計調査業務の効率化等の観点から、おおむね適当と考えられますが、回収率やオンライン回答率の推進のための適切な方策を講じているかなど、4つの論点を整理しております。

事務局からは以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

それでは、農林水産省から、各論点に対する回答をお願いいたします。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 お答えいたします。

審査メモの8ページ、論点の1ですが、回答は18ページを御覧ください。論点は、農林業経営体調査票、農山村地域調査票の回収率とオンライン回答率、それから、これらの評価ということです。また、未回収分の集計時の対処ということです。

農林業経営体の調査票の回収率は98.9%となっています。未回収の要因は、個人情報保護意識の高まりなどによる調査環境の悪化が主な要因ではないかと考えています。

右ページを御覧ください。農林業経営体調査のオンライン回答率はわずか0.7%という結果です。これは農家の場合、経営者は高齢者が多く、パソコンを保有していない、あるいはパソコンの操作に不慣れな方が多いというようなことが、オンライン回答が低調であった要因ではないかと考えています。

また、2015年の調査においては、未回収分の農業経営体調査票は1.1%ですが、これは調査不能として整理して、集計対象から除外しています。

なお、2010年の農林業センサスまでは、集計が地方分散集計であったということもあり、地方から不能数の報告を求めているため、調査不能数は把握していないという状況です。

次に、農山村地域調査（市区町村用）ですが、回収率は100%です。オンライン回答率は73.5%となっています。市町村からの回答は、L G W A Nを使った電子メールの方が回答を得られやすいということが確認できたことから、2020年センサスでは、電子メールによるオンライン調査を基本としまして、申出があれば郵送調査も可能とするようにしたいと思っております。

回答は20ページを御覧ください。次の論点は、前回の農林業経営体調査のオンライン調査での取組とその効果、また、どのような課題が見られ、今後どのような取組を追加するのかといったことです。

前回調査では、まず、調査員がオンライン回答のメリットなどを説明しました。その上で、オンライン回答の意向を示した者には操作ガイドを配布して、オンライン回答を依頼しています。しかし、オンライン回答率0.7%と十分に効果を発揮したとは言えない状況です。

前回の課題と今回での取組を表にまとめました。1つ目の周知活動ですが、メリッ

トの説明が口頭のみでしたが、今回はパンフレットを作成して配布するという事です。2つ目の調査員の労力軽減、これは調査員からのオンライン回答への意向確認を取りやめて、関係資料を全て客体に配布して、負担を軽減いたします。3つ目、配布する操作ガイドですが、必要最低限な事項に限定しまして、高齢者にも配慮した文字やレイアウトに工夫していきたくと思っています。最後に、市町村の事務負担ということですが、オンラインの回答状況の確認を調査員ごとに確認できるシステムを開発しまして、市町村はこれを確認する方法に変えていきたくと思っています。このように、オンライン調査の実施に向けて、改善を図っていく考えです。

回答の22ページを御覧ください。論点は、オンライン調査の全面導入に伴って、入力しやすい措置を講じているか、また、パソコンだけでなく、スマートフォンやタブレットなどの回答も可能かという点です。

参考でお示ししたとおり、右図のとおり、前回は、①なのですが、入力画面で項目の定義や解説を確認できるようにしています。それから②ですが、報告者の特性に応じて回答項目へ誘導しているということです。さらに、③ですが、関連する項目によって、表示、非表示とすることなどを措置しているということです。今度のセンサスでも、最低限、前回同様の仕様とした上で、エラー表示と、その内容を分かりやすく表示するように改善するなど、一層の工夫をしていきたくと思っております。

それから、スマートフォンやタブレットでの回答ですが、前回のオンライン回答率0.7%という数字を見ると、スマートフォン対応の電子調査票の開発コストも考えながら、慎重に検討することが必要かと思っています。これは次回以降、検討することとしたいと考えています。

次に、回答24ページを御覧ください。論点は、オンライン調査の全面導入は適切かという点です。

オンラインのメリットを説明する資料の配布であるとか、あるいはオンライン調査票の改善などを行って、報告者や実施者の負担軽減を講じることとしており、適切なものと考えています。

次に、審査メモ9ページの論点1の部分ですが、回答は25ページです。論点は、農山村地域調査の調査員調査による回収率の推移ということです。

調査員が調査票を回収できなかった農業集落は、実は農林水産省の地方組織の職員が調査をし、結果的に全ての調査票を回収しているため、100%の回収率となっています。なお、前回のセンサスで調査員による調査票の回収率は98%という状況でした。

回答の26ページを御覧ください。論点は民間委託への変更に伴って、回収率やオンライン回答率の向上のための取組、また、民間事業者に対する指示ということです。

農業集落調査は、郵送調査でも回答可能な簡素な調査票とした上で、民間事業者のノウハウを活用して、郵送調査やオンライン調査での回答率の向上を図ることを考えています。民間事業者の入札は総合評価方式で行い、回収率やオンライン回答率の向上に向けて、優れた提案のあった民間事業者を選定する予定です。その際には、最低限、郵送での目標回収率を80%以上とすること、電話督促を1回以上行うこと、報告

者の希望によって、督促の際に聞き取り調査も可能とすること、それから、オンライン回答率の向上の工夫を措置すること、このようなことを仕様に含めて、総合評価方式で進めていきたいと思っています。

回答の 27 ページを御覧ください。論点は、報告者から回答を受けられないような場合、どのように対応するのかということです。

今回の調査は、中ほどの図に示したとおり、行政情報を活用して、把握可能な項目は削除して、農業集落内の活動状況に係る項目のみとしています。このために、地域活動の主体となる自治体の代表者であれば容易に回答可能な項目だけにしてと思っています。したがって、あらかじめ自治体とも連携した上で、自治会長等を報告者に選定することから、不測の事態以外は、あらかじめ選定した者以外の対応は行わない予定と考えています。

回答の 28 ページを御覧ください。論点は、調査方法の変更、それから、民間事業者の活用は必要かつ適切なものとなっているかという点です。郵送調査の導入、それから、民間事業者の活用は統計調査業務の効率的な観点から必要な見直しだと思っています。また、1 つとして、行政情報の活用によって調査項目を代替して、2 つ目として、郵送調査でも可能な形に調査票をスリム化して、さらに民間事業者のノウハウを活用して回収率を向上し、その上で、さらに回収率向上のために、未回収分は調査員調査を行って、全数を把握するという措置をとっています。このように幾重にも効率化と調査精度の向上の取組を組み入れており、正確な結果を得る観点からも適切なものと考えている次第です。当方からは、以上です。

○河井部会長 ただ今の説明を踏まえて、御意見や御質問がある方は、御発言をお願いいたします。

オンライン化、なかなか難しいみたいなのですが、普及するよう、御努力いただけるとよいと思います。いかがでしょう。どうぞ。

○納口専門委員 農林業経営体調査票のオンライン化なのですが、オンライン化する回答者のメリットとして、例えば、前回の回答内容が分かるとかといったことがあるかと思うのですが、今回のセンサスでは、すぐという訳にはいかないと思うのですが、そういう方向性というのはお考えなのでしょうか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 多分、プレプリントで、5 年前の数値を横に並べてという御指摘でしょうか。

○納口専門委員 特に大きな経営体は、どんどん事業内容が変わっているので、プレプリント、デフォルトというのはどうかと思いつつ、前回どんな内容で提出したのかこと、あるいは過去の年次での自分の経営体のセンサス結果の項目を見ることができるというメリットは、可能であれば付与してもいいのかなと思ったのですが。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 結論から言うと、今のところプレプリントも含めて考えていません。調査を実施する立場で考えると、何かあったときの情報漏えいに非常に気を使っています。例えば、毎年行う農業構造動態調査はまさにプレプリントがあると便利なのですが、情報漏えいにもものすごく

気を使っています。これが百何十万という世帯に調査票を配布するということになる
と、1枚でも調査票を誤配布しただけでもマスコミ沙汰になってしまうので、そこも
配慮しながら考えないといけない問題だと思います。

○納口専門委員 ありがとうございます。

○河井部会長 他にいかがでしょう。

○岸本審議協力者 いいですか。1点だけ。

○河井部会長 はい、どうぞ。

○岸本審議協力者 オンライン化、本当に大変だと思います。それにも増して、いろい
ろな工夫されていると理解しているところです。

1点だけ、これは少し御意見なのですが、多分、民間に委託されるという中で、コー
ルセンターが入っていたと思うのですが、もしかすると電話で回答を受け付けるとい
う方法もやり方の1つかなと思いますので、その辺は可能な範囲であれば、検討して
いただくといいかと思います。以上です。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 是非、取り組
んでいきたいと思います。

○河井部会長 どうぞ。

○鈴木専門委員 オンラインの場合、入るときの認証方法などにも随分気を使わなく
てはいけないのだらうと思うのですが、あまり難しくし過ぎると、そもそも入り口で、
おじいちゃんたちが入れなくて、それで諦めてしまうということもありますので、難
易度とセキュリティの関係のバランスが非常に問われるところだと思います。よろし
くお願いしますと申し上げるしかないところなのですが。

それが1点と、あとは1つ質問なのですが、26ページの真ん中辺りで、目標回収率
を80%とすると書いてあるのは、これは農業集落調査に関してということでしょうか。
回収率が100%の農業集落調査に関してということですよ。確認です。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 今の最後の御
質問ですが、郵送調査をまず行います。このときの回収率目標を80%にしたいとい
うことです。回答者が、普通の一般の農業者だと70%とか、それくらいなのですが、集
落の代表者なので、8割くらいの目標を設定しながら見ていく。後で出てきますが、も
しも回収できなければ、調査員が回って回収するというやり方です。郵送調査の回収
率目標を80%ということ。

○河井部会長 西郷委員、どうぞ。

○西郷委員 すみません。いろいろなところで発言されていることなのですが、今の
納口専門委員や岸本さんや鈴木専門委員からも御指摘あったこととも関連するのだ
が、オンラインを導入すること自体が目的になってはいけないのであって、オンライ
ン、その他の手法を導入することによって、回答者が回答しやすくなって、報告者の負
担が減るとか、あるいは、あわよくば、あわよくばと言うと、少し言葉が悪いかもしれ
ませんが、回答率が上がるとか、そういうことのためにオンラインを導入するのだと
いうことを、繰り返しになりますが、確認しておきたいと思います。

例えば、今回は見送るという話だったのですが、この調査票がスマートフォンになって、果たして答えやすいかという、あまり想像ができません。世帯調査で項目の数が少ないということであれば、スマートフォンの導入というのは十分検討に値すると思いますが、事業所に近い、農業経営体とか、林業経営体とか、そういう非常に重厚な調査票に記入しなくてはいけないという状況で、スマートフォンを導入しなければいけないかという、そのこと自体、かなり検討に値するというか、検討しなければいけない点だと思います。今回見送って、次回以降で御検討いただくということなのですが、多分、そういうこともあって、そのような御判断になったのだと推察いたします。

○河井部会長 他に、もし何もなければ。

幾つか御意見が出ました。コールセンターを利用するとか、回答率を向上させるための工夫をしていただいた上で、今回の取組というのは適切なのではないかと判断できるということでしょうか。

それでは、次の事項に移らせていただきます。今度は、「報告を求める期間の変更」についてです。審査メモ10ページの「報告を求める期間の変更」と「集計事項の変更」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、「（5）報告を求める期間の変更」についてです。

今回の変更計画では、農山村地域調査票（農業集落用）について、郵送調査を基本とするよう変更することから、報告を求める期間を早期化し、回収できない場合の調査員調査の期間を確保することとしております。

これについては、調査方法の変更に伴う変更であり、おおむね適切と考えられますが、調査時期の早期化による支障等に係る論点を整理しております。

次に、「（6）集計事項の変更」についてです。

今回の変更計画では、調査事項の追加・削除等に伴う変更とともに、行政記録情報等を活用した集計事項の拡充を行うこととしております。

これについては、政策課題への対応を含め、統計利用者のニーズや利用実態を踏まえて変更するものであり、おおむね適切と考えられますが、利活用の観点から見て、作成される集計表は十分かつ適切かなど、2つの論点を整理しております。

事務局からは、以上です。

○河井部会長 それでは、農林水産省の方から、御説明をお願いいたします。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 回答します。

審査メモの10ページ中段の（5）の論点なのですが、回答は29ページを御覧ください。論点は、調査実施時期の変更によって、調査の実施に支障は生じないかということです。

図7にお示ししたのですが、調査実施時期は変更しているのですが、赤枠の調査員の活動期間については、前回調査と同時期です。そういう意味では調査実施に支障はないと考えています。

なお、調査員選定に要する期間が1か月と限られることから、赤点線枠のとおり、事

前に調査員の選定準備を行って、調査員調査が円滑に実施できるように万全を期すようにしているということです。

少し蛇足で申し上げますと、この時期に稼働する調査員は、郵送調査の導入によって、前回 6,000 人を確保していたのですが、今回の調査は 2,000 名に減ずる、効率化するという予定です。しかも、この調査員の任命は、ここにも書いてあるのですが、農林水産省の地方組織で行うこととなります。実は、2020 年は農業センサスの後に工業統計調査があって、その秋には国勢調査があるということで、自治体の職員は大変な年度なのです。そういうこともあって、調査員の任命は、農林水産省の方で責任持って行いたいと考えています。しかも、2,000 名に減ずる措置をとるということです。

それから、次のページ、30 ページですが、論点は、変更する集計表の内容、作成される集計表は十分かつ適切なものとなっているかということについてです。

概要だけ説明します。大変恐縮ですが、別添 1 という資料があると思うのですが、それと一緒に併せて御覧いただければと思います。

まず、この 1 ページを御覧いただきたいのですが、統計表は中ほどにある集計区分ごとに提供を行うことを考えています。

一覧表がその隣にあります。本ページの左側に示した集計事項です。ここを表頭に配置しまして、表側に都道府県や市区町村、あるいは場合によっては集落もあるのですが、このような地域を置いた統計表ということになります。

それから、結果表というのは、本ページの左側に示した表頭の集計事項について、本ページの右側、01 から 07 まで番号を付していますが、このような経営体の規模や属性に関する事項を表側に配置して集計した統計表という形になります。それぞれ丸印を付したものを統計表として提供するということです。

3 ページを御覧いただけますでしょうか。3 ページになると、網掛けが出てきますが、これが今回、新規に、あるいは項目変更することによって提供される統計表ということになります。例えば、このページでいうと、本日も御議論いただいた（3）の農産物の販売金額規模別の経営体数、これはグレード区分が変わるため、変更になるということです。あるいは、前回、御議論いただきました（13）の青色申告であるとか、あるいは、今日、御議論いただいた、データを活用した農業を行っている経営体数、このようなどころも新規の集計事項として提供するということです。

ずっとめくっていただくと、16 ページが出てくるのですが、ここからが農山村地域調査の集計事項ということになっています。これが別添 1 です。

それから、次に別添 2 があると思うのですが、1 枚めくっていただきますと、黄色あるいはグレーで網掛けがされていると思いますが、これが表頭の集計事項の主な変更と、あるいは追加事項ということで整理させていただいています。こういう部分が変わって、今回、新たに提供することとしています。

それから、別添 3 という資料が付いていますが、これが今回、項目の削除によって提供ができなくなる統計表ということ。赤字の部分で見え消しにより消してありますが、これが削除される統計表ということで整理させていただいています。

当方からは、以上です。

○河井部会長

ただ今の説明を踏まえて、御意見や御質問がある方は、御発言をお願いいたします。

調査項目の変更に応じて、このように集計事項が変わらざるを得ないというか、変わるということですね。いかがでしょう。どうぞ。

○鈴木専門委員 1点だけですが、こちらの集計事項一覧表のところで、新たに団体経営体の集計区分というのが全体にわたって出てくるのだろうと思いますが、これについて、恐らく接続の形で、1組織経営体というのは出されるのだろうと思いますが、その辺りが予定されているかどうかというのをお聞きしたいところです。組織経営体と1戸1法人に分け、それを足したものが団体経営体という御説明だったような気がしますので、1組織経営体が出てくると、当然、1戸1法人も引き算すれば分かるということになりますが、組織経営体は、今まで何回かにわたって、かなり定着してきている面もあって、組織経営体がすぐに分かるような表章にしていただけでないかなというのが1つあります。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 組織経営体の時系列確保というところですね。今まで1戸1法人を農家側で捉えていたものを今度は団体の方に入れますので、引いたら時系列が組織経営体で把握できるようにしてほしいという意味ですね。

○須田農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐 以前の議論の中で、家族経営体の販売農家の方でも説明させていただきましたが、個人と団体という区分けに関しては、前回も含めて、比較できるような統計というのは、基本的には作成して、経年比較できるようなものを提供するというのを説明申し上げたところです。

今言った団体経営体の内訳なのですが、これまでも時系列比較を多用するということなので、スタンダードな統計表以外の報告書のところで、前回と比較できるような統計を作成するというような対応をしてきましたので、この集計事項、区分以外にも、そのような形で対応していきたいと考えているところです。

○河井部会長 どうぞ。

○鈴木専門委員 そうすると、4巻とか5巻とか、2巻ではないところでというお話でしょうか。

○須田農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐 センサス報告書の2巻とか、農林業経営体だけでも6巻ぐらい、合わせて出しているのですね。その中で、2巻というのはスタンダードな統計表で、今ここでお示しした集計区分をベースに公表しています。5巻では様々な時の施策なりに見合った形で、いろいろな集計を、これまで行ってきました。その中で対応していきたいということです。

○河井部会長 巻数が増えますけど。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 いずれにしても、確定公表とともに、細かなデータは提供できるので、報告書の何巻になるかは、また今後の話として、時系列は確保するように措置します。

○河井部会長 他に何かございますか。

それでは、こちらの件については、御了承いただいたということといたします。

残り3分しかないのですが、審査メモの11ページの2ですね。「『諮問第52号の答申 農林業センサスの変更について』における今後の課題への対応について」、事務局から御説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 審査メモ11ページ、前回の答申の課題のうち、「(1) 国勢調査等の情報の活用について」です。本課題は、過疎化・高齢化等により機能が大きく低下している農業集落の機能維持に向けた検討・分析に資する観点から、農林業センサスの結果と国勢調査の結果との地域メッシュを介したデータリンケージによる統計作成が可能となるよう、地域メッシュの電子地図に農林業経営体の位置情報を追加する作業を引き続き取り組むよう指摘したものです。

これを踏まえ、農林水産省は、前回の農林業センサス結果を基に、農林業経営体に位置情報を追加した地域メッシュ統計を作成し、平成30年度中に公表、公開予定としていることから、おおむね適当と考えられますが、さらなる取組の余地はないかなど、2つの論点を整理しております。

次に、「(2) 集落営農組織の進展による農業の生産構造への影響の把握について」です。本課題は、一般統計調査として別途実施している集落営農実態調査により得られた情報を活用しつつ、集落営農組織の設立や組織への参加農家の増加等による地域農業の構造変化を把握・分析するための統計作成について検討するよう指摘したものです。

これを踏まえ、農林水産省は、集落営農実態調査結果と本調査結果を活用した統計作成を行い、その結果を公表及び公表予定としているほか、既に御審議いただいたとおり、今回、農林業経営体調査票において、地域の集落営農組織への参加状況を把握する調査事項を追加することとしており、おおむね適当と考えられますが、更なる取組の余地はないかなど、3つの論点を整理しております。

「(3) 経済センサス-活動調査との連携について」です。本課題は、農業経営の継続・発展を図る上で中心となる組織経営体の育成、農地の集積、新規就農者の雇用就農の促進等の各種施策の検討に資する観点から、本調査の法人形態の農林業経営体に係る結果と経済センサス-活動調査結果との連携を図った統計作成について検討するよう指摘したものです。

これを踏まえ、農林水産省は平成24年、経済センサス-活動調査の調査票情報を入手して、2015年の本調査における法人経営体と名寄せし、農業参入や農業以外の事業の概要について把握・分析するための集計方法等について検討した結果を基に、今後、平成28年経済センサス-活動調査結果と連携した集計を行い、公表するとしていることから、おおむね適当と考えられますが、これまでの具体的な検討状況及び今後の検討予定について、2つの論点を整理しております。

事務局からは以上です。

○河井部会長 もう少しだけ、進めさせていただきたいと思います。もし、御予定があ

る方は、御退席いただければと思います。

農林水産省から、今の各論点につきまして、回答をお願いいたします。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 御配慮ありがとうございます。説明させていただきます。

審査メモの 12 ページ、上段の論点ですが、回答は 32 ページです。論点は、農林業経営体調査の地域メッシュの統計の内容、その利活用、公表の予定ということです。

農林業経営体の客体ごとに、住所情報を基に、緯度・経度情報を付加しまして、全国を 1 キロメートルメッシュごとに集計しました。作成した統計は、下の表の右側のとおりなのですが、地域メッシュによって、農林業センサスと国勢調査などの統計を小地域レベルで比較することが可能となります。

右ページを御覧いただきますと、中ほどの例では、国勢調査の総世帯に占める農家数の割合を 1 キロメートルメッシュごとに算出して、図式化した例です。こうした地域メッシュの統計は、総務省の jSTATMAP に 7 月中に公開するという段取りで進めています。

回答の 34 ページを御覧ください。論点は集落機能の維持に必要な分析のために、更なる取組を計画しているかということです。

地域メッシュデータは、他統計との小地域レベルでの分析を可能とする重要な取組であると思っています。2020 年センサスでも引き続き取り組む計画です。また、農業集落を単位として、センサスの結果と他の統計情報を再編成して、農林水産省のデータベースでホームページ公表しています。これについても、引き続き提供を行っていきたいと思っています。

下の例では、国勢調査結果を農業集落の単位に編成しまして、その上で農業集落別の総人口を 20 年後の姿として、コーホート分析によって推計した結果です。

次に、審査メモの 13 ページの論点です。回答は 35 ページを御覧ください。

ここでの論点ですが、センサスとは全く別の一般統計調査に、集落営農実態調査というものがあります。集落内に集落営農組織があるのかないのかに分けて、センサスの集計結果を分類集計したものをこの調査の公表の際に提供しました。今回、この内容を問われたということです。

例えば、一番下の統計表は、集落営農の有無別に寄り合いの開催回数別の集落数をまとめています。同様に、中ほど（1）から（6）の統計表を既に提供しているということです。

次に、回答の 36 ページを御覧ください。論点は、今ほどの集落営農実態調査とセンサスの農林業経営体調査との照合、合致したセンサスの経営体を抽出集計した統計がどのようなものか、この統計はいつ頃公表されるのかということです。

下の図を御覧いただきたいのですが、左側の集落営農実態調査の客体情報と、右側のセンサスの農林業経営体を照合しました。一致したセンサスの組織経営体について抽出集計を行うというものです。この結果、右の図のとおり、組織経営体全体に占める集落営農組織の経営体数や経営耕地面積の総量などを明らかにしたということです。

また、これ以外にも、右ページに記載の統計を農林水産省のホームページ上で8月末までに公表することを考えているということです。

回答の38ページを御覧ください。論点は、集落営農組織について、更なる取組を検討していないのかということです。

前ページで御覧いただいた抽出集計は、有用な統計と考えており、2020年センサスにおいても、引き続き提供していきたいと思っています。

それから、2020年のセンサスでは、農林業経営体調査の中に、地域の集落営農の組織への参加の有無という項目を新たに設定します。これによって、集落営農に参加している個人経営体の状況を統計表に取りまとめることが可能と考えています。

次に、審査メモ14ページの論点ですが、回答の39ページを御覧ください。経済センサスとの関係です。

平成24年経済センサス-活動調査と2015年農林業センサスの結果を用いた統計作成について、どのような検討をしたのか。また、平成28年経済センサス-活動調査を用いて、どのような集計・分析を行って、いつ公表するのかということです。

個票のリンケージの手順ですが、経済センサスのうち、農林漁業の収入のあった事業者、あるいは産業分類が農業・林業となっている個票を抽出しました。この数が4万8,466件ということです。

次に、この抽出個票とセンサスの組織経営体と1戸1法人の個票、これが4万6,020件ということです。これを名称と住所、電話番号をキーコードにして突合せたということです。結果があまり芳しくなくて、1万6,352件が一致をしました。この突合せた経営体について集計したということです。

①ですが、まず概観的な話として、農林業センサスと突合せた経済センサスの事業所の1割は農業・林業以外を主としており、これらは建設業、製造業という結果が出たということです。

40ページをお開きください。②では、経営体の事業収入についてですが、農林業センサスの対象となっている経営体であっても、経済センサスで見ると、農業・林業以外の事業収入がある経営体が約2割を占めているということです。

これ以外にも、③にあるような統計の作成を考えています。幾つか例をお示していますが、まず③の(7)の統計表からです。電子商取引の有無別の経営体数の割合をグラフにしてみました。電子商取引を行ったかを、農業センサス側の農業経営組織別で見ると、果樹類が最も多くて13.2%という結果になっている。それから、次いで、工芸農作物、多分、お茶だと思うのですが、お茶を栽培している農家は8.2%が電子商取引を行っており、養鶏は8.1%、次いで花卉・花木というところが多いという状況です。

それから、その下ですが、(11)の統計表から、資本金の金額規模別の状況を農業経営組織別でみたということです。全ての部門において、資本金は300万円から500万円という割合になっているのですが、養鶏、養豚、こういう経営では1億円以上の割合が7.4%、6.5%と、他の部門よりも高いという割合が出ているということです。

さらに、16 ページの統計表ですが、これは今度、表側に経済センサスの部分を持ってきているのですが、事業別に経営耕地面積をどれくらい集積しているかということを見てみたということです。そうすると、卸・小売業で全体の 3,800 ヘクタールの農地を集積しており、こういう人たちが集積しているということが分かります。製造業では 3,700 ヘクタール、飲食業・サービス業が 2,900 ヘクタールで、全体に占めるシェアは非常に低いのですが、こういう実態が見てとれるということが分かったということです。

グラフ下の 3 番、4 番ですが、これまでデータ利用の制約から、平成 24 年経済センサス-活動調査結果で検討してきましたが、現在、平成 28 年経済センサス-活動調査の個票提供の申請中です。調整が調い次第、リンケージによる突合作業を行い、結果を公表したいと思っています。

最後に、43 ページです。論点は次回の経済センサス-活動調査の調査事項について、改善を働き掛けるなどの取組についてです。

これから平成 28 年経済センサス-活動調査と 2015 年農林業センサスのリンケージの作業を進めていきますが、このような結果を踏まえながら、経済センサス-活動調査に取り込むべき調査事項があれば、積極的に我々の方からも要望を出していきたいと思っています。

当方からは以上です。

○河井部会長 今回の今後の課題に対する対応状況について、何か御意見とか御質問のある方は御発言をお願いいたします。納口専門委員。

○納口専門委員 新しい課題に対して、非常に挑戦的に取り組んでおられると思えました。それで 1 点、資料 2-2 で、回答の方ですね。回答の 36 ページ、37 ページなのですが、集落営農実態調査の客体情報と農林業センサスの組織経営体の突合が、たしか 7 割くらい、少し数字が違ふかもしれませんが、とお聞きしたのですが、この図 11 ですが、突合できない部分が何割かあるということは、ここにある数字と実態とは、どのようなずれがあると考えればよろしいのかということをお教えいただければありがたいです。

○須田農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐 御質問があったのは、集落営農実態調査と本調査の農林業経営体調査とを突合したのですが、それが 1 万 172 経営体あります。集落営農実態調査結果で集落営農と言われるのが 1 万 4,853 ですね。平成 27 年時点です。大体 4,000 くらい違うのですが、この差というのは、もちろん集落営農実態調査に該当するものが全て経営体という訳ではなく、機械の共同利用といったものだけの組織や土地の利用調整だけを行う組織が含まれており、そのようなところで、どうしても一致しない。他には、農林業経営体の基準を満たさないようなものがあれば、もちろん外れているというところもあるかと思えます。

それ以外にも、今回、集落営農実態調査の方の名称なり住所情報で突合しましたので、それぞれの調査の対象が、片や経営体に聞く、片や市町村で把握するというような情報元というのでしょうか、それが異なりますので、そのような部分の差異というも

のは、もちろんあるかなと思いますが、大半は、そのような対象の違いといったものが差の要因と考えているところです。

○河井部会長 いかがですか。

○納口専門委員 十分理解できなくて申し訳ないのですが、そうしますと、この図 11 で、集落営農以外の組織経営体となっている部分の一部は、もしかしたら集落営農組織かもしれないというような、ぶれはあり得るのでしょうか。それはいいですか。

○須田農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐 それを全くないとはいき切れないと思います。

○納口専門委員 集落営農組織の部分は突合できた分だから、これは集落営農組織なのだけど、組織経営体から、それを引いた残りを集落営農以外の組織経営体として、ここでは表示されているが、それは残りであって、もしかしたら突合できない部分の集落営農組織も入っているかもしれないと読んだ方がよろしいのでしょうか。

○須田農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐 はい。そのとおりです。

○納口専門委員 分かりました。ありがとうございます。それにしても、非常に重要なデータだと思います。

○河井部会長 どうぞ。

○鈴木専門委員 このデータを利用させていただいた関係で補足なのですが、今、納口専門委員がお話されたように、集落営農以外の組織経営体の中に集落営農の組織が入ってしまって、判別できなかったというものがやはりあるのだらうと思います。これは、突合という手法からして、やむを得ないのだらうと思います。

基本的に、集落営農は、かなり重層的に作られている実態がありまして、1階部分で土地利用・調整組織があって、2階部分に実働組織としての法人が被って作られているとか、場合によっては3階建てみたいなものもある訳です。そうすると、その集落営農実態調査に名前が記載されているものが、どこの部分なのかというのも、これもかなり複雑にさせているところがあります。このため、実際の突合は、昔、年次の突合を私個人で行ったこともあり、その経験から言いますと相当難しい。それを実際に行っていたということだと思います。

○河井部会長 それでは、今後期待すると言いますか、是非、今回の改定を踏まえて、新たな可能性というか、そのようなものを検討していただければと思います。

それでは、以上で審議が一通り終了いたしましたので、答申（案）に係る質疑に入らせていただきたいと思います。

農林業センサスの変更につきまして、審議は終了したので、答申（案）の取りまとめを行います。今後の課題につきまして、皆さんから御意見を伺っておきたいと思いますが、今後の課題について、特に注文を付けたいといえますか、そのようなものがもしあれば、御意見をいただければと思います。どうぞ。

○岸本審議協力者 今後の課題というところでは、やはり今、農林水産省自体が立案している施策の見直しだとか変更だとかというのは、加速度的に動いているのではないかと思います。そういう中で、やはり統計に基づいた政策立案、それから、その評

価、そのようなところを今まで以上にしっかりとやっていただきたいと思います。

今日の審議の中にもありました、例えば、有機農業についても、その定義や考え方の見直しといったことも、既に一部検討が始まっているとも聞いておりますので、そのような施策の変更等も、基本的には、やはり統計情報に基づいて、どのように施策を展開したら、どのような経営発展なり農業界の発展に繋がっていくのかということを試算しながら、施策を展開・検討していただきたいと思います。以上です。

○河井部会長 他に何か。

こちらから、まず提案させていただいて、それで、もし補足があれば追加していただければと思いますが。現在、少し考えております今後の課題としましては、1つ目として、最初に検討した客体候補名簿についてです。客体候補名簿につきましては、調査票と同様に集計・公表されて、その結果について利活用されている状況を踏まえて、その位置付けについて、改めて整理・検討する必要があるのではないかということ盛り込ませていただければと思います。

2点目は、農業経営体調査票について、個人経営体と団体経営体とを同一の調査票により調査することとしているために、調査票の内容が煩雑になって、報告者にとって分かりづらいという面があると思われることから、次回以降は、本調査における調査票の分割について検討することが必要なのではないかということ指摘させていただければと思います。

3点目としましては、今日も議論に出ました経済センサスの対象となる団体経営体も更に増えていくことも予想されるため、本調査と経済センサスの役割分担についても検討する必要があるのではないかということを考えております。

先ほど御指摘いただいた統計に基づく施策立案の必要性という論点の他に、もし何かございましたら、御指摘いただければと思いますが、いかがでしょう。

それでは、今挙げさせていただいたことを課題として、記載させていただきたいと思います。

答申（案）につきましては、改めて皆様にお集まりいただく御負担を掛けないように、私と事務局が中心になって作成した上で、早目に皆様にお示ししたいと考えております。それを確認した上で、部会の決議としていきたいと思いますが、そのような進め方でもよろしいでしょうか。

最終的に御了解いただきました答申（案）につきましては、8月28日に開催予定の統計委員会に報告すべく、準備を進めたいと考えております。

産業統計部会における農林業センサスの変更に係る審議は、長い時間をかけて審議いただきましたが、以上で終了としたいと思います。

予定していた論点について全て審議を終えて、答申（案）の方向性まで合意を得ることができました。委員、専門委員、審議協力者を始め、審議に御参加いただいた皆様には、部会長として厚く御礼を申し上げます。

それでは、長きにわたりましたが、これで部会の審議は終了といたします。どうもありがとうございました。